

鹿屋市教育振興基本計画

～21世紀を生き抜く子どもたちに生きる力をはぐくむ～



鹿屋市教育委員会

はじめに

人口減少、超高齢化社会の到来やグローバル化の進展など、今、社会状況は大きな変革期を迎え、教育分野においても早急に対応すべき問題や課題が生じています。

国は、これらの課題に対応するため、平成18年12月に、約60年ぶりとなる教育基本法を全面改正し、これまでの教育の目的及び目標に「人格の完成」や「個人の尊厳」などに、今日重要と考えられる「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」といった新たな目標を加え、新しい時代の教育の基本理念を定めました。

さらに、今回の改正教育基本法では、これらの基本理念等を実現していくため、同法第17条に、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないことを規定し、平成20年7月に教育振興基本計画を策定しました。

また、地方公共団体においても、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに規定されたことから、県は平成21年2月に教育振興基本計画を策定したところです。

鹿屋市におきましても、教育基本法の改正による、国・県の取り組みを踏まえるとともに、平成20年4月に本市の活性化と発展に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示した「鹿屋市総合計画」が策定されたことから、本市の中長期的な教育振興の指針となる「鹿屋市教育振興基本計画」を策定いたしました。

これからの変化の激しい21世紀を生きぬく子どもたちが、他人と協調しながら、自立的に社会生活を送っていくために必要な実践力が生きる力であり、その生きる力を、保護者や地域の協力を得ながら、教育活動全体を通して育むことが私ども教育に携わる者に課せられた使命であると考えます。

このようなことから、本計画は、10年後を見据えた教育の姿として、基本理念を、「**21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ**」とし、本市の特色ある教育行政を推進するものであります。

実現に向けては、家庭・地域・学校・行政が一体となって知恵を出し合い、市民が一丸となって取り組むことが何よりも大切であると考えています。

今後とも、鹿屋市発展の礎となる人づくり、すなわち教育に対しまして市民の皆様のご理解、ご協力と積極的な参画をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたって、審議および答申をいただきました鹿屋市教育振興計画検討委員会の委員各位やご意見をいただきました関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

平成21年12月

鹿屋市教育委員会
教育長 新名主 勝哉

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 本市教育を取り巻く環境

- 1 社会状況
 - (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 高度情報化の急速な進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 価値観・生活様式の多様化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) 国際化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 地球規模での環境問題の顕在化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (6) 産業構造の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (7) 構造改革・規制緩和の進行と地方分権の進展・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (8) 共生・協働社会の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 本市の子どもたちの現状と課題
 - (1) 児童生徒数の減少・学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 学力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) いじめ・不登校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 規範意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (5) 基本的生活習慣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (6) 体力と運動能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (7) 特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (8) 安全・安心な教育環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (9) 家庭・地域の教育力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章 10年後を見据えた教育の姿(基本構想)

- 1 基本理念
 - 「21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ」・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 基本目標
 - (1) 「知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造」・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 「創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり」・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 今後5年間に取り組むべき施策(基本計画)

- 1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
 - (1) 道徳教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (2) 生徒指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (3) 人権教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (4) 体験活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (5) 読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (6) 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (7) 健康教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (8) 体力・運動能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 次代を生きぬく学力や資質をはぐくむ教育の推進
 - (1) 確かな学力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - (2) 国際理解教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - (3) 特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - (4) 情報教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

(5) 環境教育の推進	41
(6) キャリア教育の推進	42
(7) 郷土教育の推進	43
(8) 幼児教育の充実	44
3 信頼される学校づくりの推進	
(1) 学校経営の充実	45
(2) 教職員の資質向上	46
(3) 開かれた学校づくり	47
(4) 安全・安心な学校づくり	48
(5) 市立高等学校の活性化	49
4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実を目指した教育改革の推進	
(1) 学校規模適正化（学校再編）の推進	50
(2) 学校施設耐震化の推進	51
(3) 学校給食制度改革の推進	52
5 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進	
(1) 学習環境の整備	53
(2) 学習機会の充実	54
(3) 学習推進体制の充実	55
6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実	
(1) 成人教育の充実	56
(2) 青少年健全育成への支援	57
(3) 家庭教育の充実	58
7 人権を尊重する平和な社会の実現	
(1) 人権教育と啓発の推進	59
8 文化の香り高い心豊かなまちを目指した市民文化の振興	
(1) 文化芸術活動の促進と環境づくり	60
(2) 文化財の保存・活用・継承	61
9 生涯スポーツ社会の実現	
(1) スポーツ活動の推進	62
(2) スポーツ施設の整備・充実	64
(3) スポーツ交流の推進	65
数値目標	66

第5章 計画の実現に向けて

1 地域社会との連携・協力	70
2 全庁的な連携体制の構築	70
3 計画の進行状況の確認	70
4 新たな課題への対応	70

参考資料

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本的な考え方
- 3 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

国は、平成18年12月に改正した教育基本法において、教育基本法の基本理念等を実現していくため、同法第17条に、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないことを規定し、平成20年7月に教育振興基本計画を策定しました。

また、地方公共団体においても、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに規定されたことから、県は平成21年2月に教育振興基本計画を策定したところです。

鹿屋市においても、教育基本法の改正による、国・県の取り組みを踏まえるとともに、平成20年4月に本市の活性化と発展に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示した「鹿屋市総合計画」が策定されたことなどから、本市の中長期的な教育振興のための「鹿屋市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画に基づいて、家庭・地域・学校・行政が連携・協力しお互いの力を結集して、新しい時代に対応した教育の推進に向けて取り組んでいきます。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、鹿屋市総合計画の教育分野の計画とし、他の分野別計画や構想との整合性を確保しながら推進するものであり、本市の特色ある教育を実現するための指針とします。

計画の体系は、計画策定の趣旨、本市教育を取り巻く環境、10年後を見据えた教育の姿（基本構想）、今後5年間に取り組むべき施策（基本計画）、計画の実現に向けてとし、特に、子どもたちの有する能力を伸ばし社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことに重点を置いた計画とします。

また、本計画は、以下の3つの性格を持っています。

総合計画を柱とした、各分野の個別計画との整合性

市政運営を総合的・経営的に進めていくうえでの、市の最も上位に位置する総合計画と、その計画の下部計画となる各分野の個別計画や構想・施策等との整合性を確保した計画とします。

市民と行政が共有し、協働のもとで教育を振興するための行動指針

市民と行政が共通の理念・目標を持つための基本方針としての、また、協働で教育を振興するための行動指針となる計画とします。

国・県等との連携・協力を見据えた計画

国や県、周辺自治体と連携した計画、取組等との整合性を持ち、計画の実現に向けて必要な連携と協力を進めていくうえでの基本となる計画とします。

3 計画の期間

(1)「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」(基本構想)

計画期間は、平成22年度から平成31年度の10年間とします。

(2)「今後5年間に取り組むべき施策」(基本計画)

前期計画期間は、平成22年度から平成26年度の5年間とし、後期計画については、前期計画の終了年度の平成26年度に策定します。

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況

- (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来
- (2) 高度情報化の急速な進展
- (3) 価値観・生活様式の多様化
- (4) 国際化の進展
- (5) 地球規模での環境問題の顕在化
- (6) 産業構造の変化
- (7) 構造改革・規制緩和の進行と地方分権の進展
- (8) 共生・協働社会の構築

2 本市の子どもたちの現状と課題

- (1) 児童生徒数の減少・学校規模
- (2) 学力
- (3) いじめ・不登校
- (4) 規範意識
- (5) 体力と運動能力
- (6) 特別支援教育
- (7) 基本的な生活習慣
- (8) 安全・安心な教育環境
- (9) 家庭・地域の教育力

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国では、平成17年に出生数が死亡数を下回る状況となり、総人口が減少へ転じる「人口減少時代」へと突入しています。

平成20年の合計特殊出生率(19)は、1.37(厚生労働省 人口動態調査)となり、3年連続で上昇しているものの、出産世代の女性人口が減っており少子化に歯止めがかかったとはいええない状況にあります。

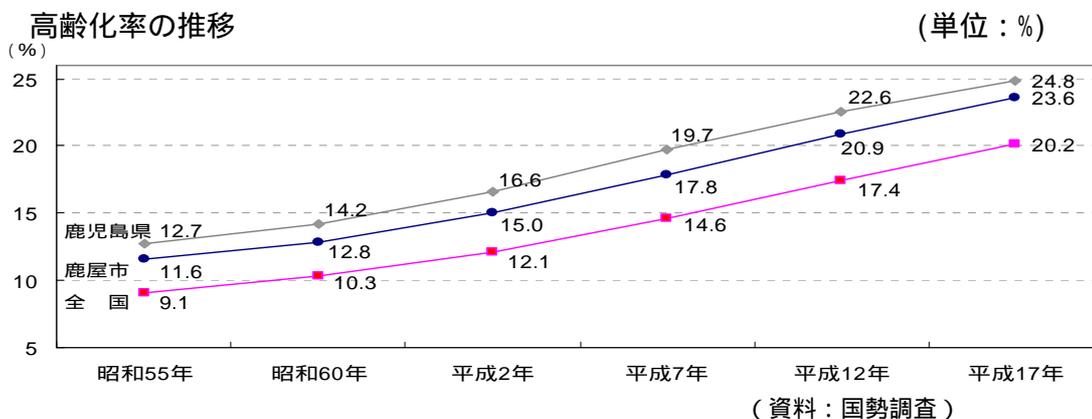
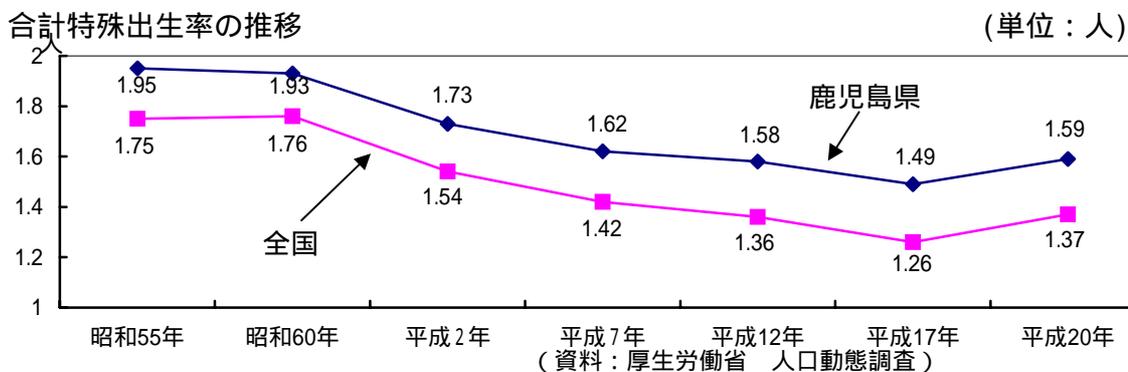
このため、子どもを安心して生み育てることができる環境・社会づくりや、市民や行政など、地域が一体となって取り組む体制・仕組みづくりが重要になっています。

一方、平成17年の全国の高齢化率は20.2%(平成17年国勢調査)と、急速に進んでおり、同年の本県の高齢化率は24.8%と、全国平均に比べ速いペースで高齢化が進行しています。

このような中、本市の高齢化率は、県平均よりは低いものの平成17年で23.6%と全国より高くなっています。

また、本市においては高齢化に伴う過疎化が著しく進んでいる地域もあります。

このため、豊かな長寿・高齢社会づくりに向けて、高齢者が生きがいを持ち、社会参加できる環境を地域ぐるみで構築していくことが求められています。



(2) 高度情報化の急速な進展

近年の情報通信技術の急速な進展は、市民生活や生産・経済活動など様々な分野に大きな変革をもたらしてきました。

また、携帯電話の多機能化やインターネット人口の増加、地上デジタル放送の開始などにより、さらに活用の幅が広がる傾向にあります。このような情報通信技術を市民生活や域外への情報提供・発信、事務事業の効率化に、積極的に生かしていくことが求められています。

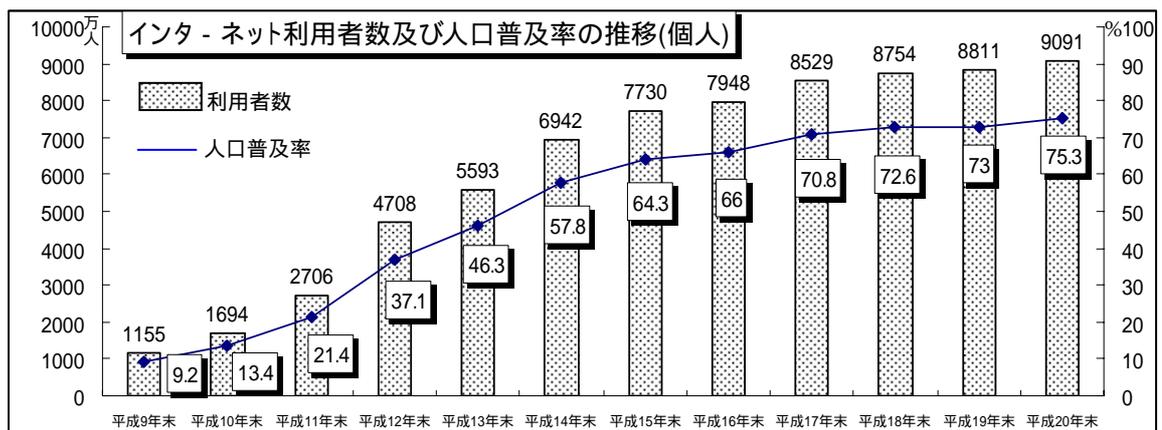
しかしながら、このような情報通信技術の進展は、一方で個人情報の流出等の問題や情報通信基盤整備の状況等による個人間、地域間の社会的な情報格差(27)をもたらしつつあります。

今後、地方自治体においても、ICT(1)社会に対応した市民サービス等の向上や情報通信基盤の整備による情報格差の解消、個人情報のセキュリティ対策が急務となっています。

学校現場においては、「分かる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化や家庭や地域との連携に資するよう、国が情報化の推進に取り組むこととしています。

インターネット利用者数及び人口普及率の動向

(単位：万人、%)



(資料：平成20年通信利用動向調査の結果)

(3) 価値観・生活様式の多様化

生活水準の向上や余暇時間の増大等を背景に、人々の価値観は、「もの」の豊かさから「こころ」の豊かさ、個性を重視する方向へと変化しており、交通体系の整備や高度情報化の進展と相まって、人々の生活様式の多様化が進んでいます。

このため、市民一人一人が個性と能力を発揮し、自己責任のもとで多様な生き方を選択・実践できる機会や環境づくり、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる質の高いまちづくりが求められています。

(4) 国際化の進展

今日の情報通信網の整備や交通等の技術革新の進展は、人・もの・情報などの移動、交流の規模と範囲を飛躍的に増大させています。このような中、国際的な結びつきが深まり、地球規模の競争が進行する一方で、経済活動をはじめとする様々な分野で国際的な相互の依存関係は一層高まっています。中でも急速な経済発展を遂げている中国をはじめ、アジア諸国との関係を見据えた産業面などの取組が必要となっています。

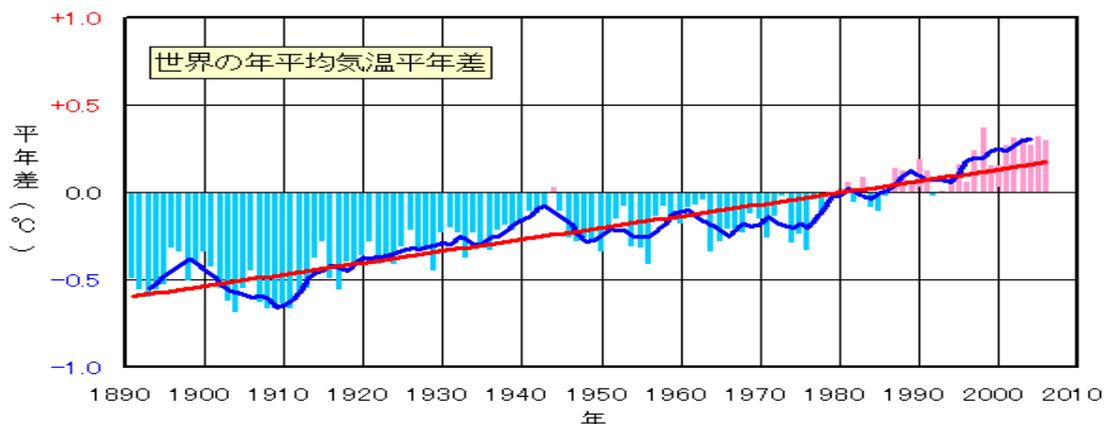
また、このような国際化の広がりを踏まえ、観光・文化交流など多面的な国際交流を進めていくことが必要であり、その実現に向け、国際化に対する意識を高めていくとともに、国際化に対応できる人材の育成等を進めることが求められています。

(5) 地球規模での環境問題の顕在化

経済や技術の進展は、私たちの生活を豊かで便利にする一方で地球温暖化(37)やオゾン層(5)の破壊、酸性雨(22)、砂漠化(23)など、地球規模で様々な環境問題をもたらしています。

今後は、経済活動のあり方や市民意識、生活様式を見直し、自然と共生する環境負荷の少ない循環型の社会を形成するとともに、あらゆる世代が環境問題について、正しい理解を深め、責任をもって環境を守る行動がとれるようにすることが求められています。

世界の年平均地上気温の平年差の経年変化(1891~2006年)



棒グラフ：各年の平均気温の平年値との差、折れ線：平年差の5年移動平均、直線：長期的な変化傾向
(平年値：1971~2000年の30年平均値) (出典：気象庁)

(6) 産業構造の変化

わが国の産業構造は、高度情報化の進展に伴う情報関連サービスの需要拡大、高齢化の進行や健康に関する意識の高まりなどによる保健・医療・福祉等のニーズの増加などにより第3次産業の比重が高まっています。

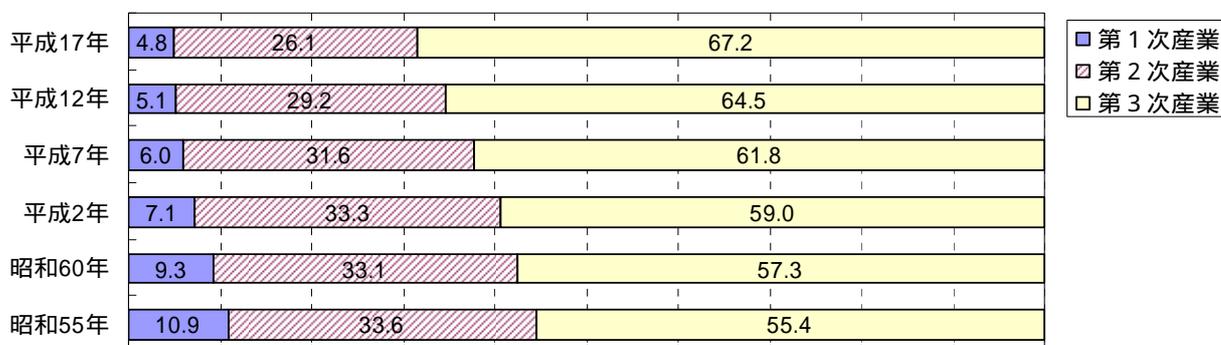
農業分野においては、農畜産物の輸入自由化による海外との競合や従事者の高齢化、後継者の減少等により、産業構造における農業の比重の減少が顕著となっています。

本市においても、第3次産業の比重が全国と同様に増加している一方で、基幹産業である第1次産業の比重が減少しています。

今後は、安全で安心な農林水産物の生産振興による第1次産業の振興とあわせ、食品加工・製造業等の起業・立地の促進など、地域の農林水産物の付加価値を高める第2次・第3次産業を振興する取組を進め、産業構造の転換による競争力の高い地域産業を構築していくことが必要です。

全国の産業別就業者数割合の推移

(単位：%)



(資料：平成17年国勢調査)

(7) 構造改革・規制緩和の進行と地方分権の進展

平成12年4月に施行された「地方分権一括法」により、市町村はこれまで以上に自主性・自立性を確立し、地域の特性を生かしたまちづくりや簡素で効率的な行政運営が求められています。

このような中、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しからなる、いわゆる「三位一体の改革」の推進により、地方自治体の歳入は大幅に減少してきている一方で、権限移譲により事務量が増加してきています。

さらに、規制緩和の進行は、多様な主体の公共的サービス分野への参入等によるサービスの向上や経済の拡大などの効果を上げている中で、事業者の不採算地域からの撤退などによる新たな地域格差を生じさせています。

今後も、構造改革や規制緩和の進行が予想される中、市町村は、さらに厳しくなる財政状況の中での地方分権の進展に対応していくため、さらなる効率化を図るなど、自立した都市を形成していくことが求められています。

このため、市民の多様なニーズに応える行政能力の向上や財政基盤の強化に努めるとともに、市民参画のもとで、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に向けた取組

を進めることが必要となっています。

また、国・地方を通じた厳しい財政状況を背景に、安定した地方行政の基盤を構築するため、道州制(38)などの地方自治制度そのものの改革に関する議論が進められています。

このような中、市民の日常生活圏の拡大や多様化・複雑化する行政需要に対応するため、様々な行政分野で積極的な広域行政を展開していくことが求められています。

教育の分野においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実など、教育における地方分権が推進されています。

(8) 共生・協働社会の構築

地方自治体は、社会経済情勢などの変化に伴い多様化・高度化する住民の行政需要や地方分権の進展による国や県からの権限移譲など行政事務の増大への的確な対応が求められています。

このため、公共的サービスを行政が独占的に直接担うこれまでのまちづくりのあり方から、住民や NPO(4)、ボランティア、企業など多様な主体と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を認識し、協力しながらまちづくりを進める共生・協働社会の構築が必要となっています。

また、福祉や教育、環境など地域を取り巻く様々な課題に対して住民が積極的に取り組んでいくための住民自治の仕組みづくりも重要となっており、住民と行政の情報の共有化による信頼関係の構築、コミュニティ(21)活動の充実・強化を図るための人材育成や支援などが求められています。

2 本市の子どもたちの現状と課題

(1) 児童生徒数の減少・学校規模

全県的な児童生徒数の減少は本市も例外でなく、今後の小学校入学予定者数は減少傾向にあります。また、小中学校の学級数も、国が示した学校の適正規模の標準に満たない12学級未満の学校が45校中33校(74%)と、小規模、過小規模の学校が大きな割合を占めており、今後もこれらの小規模校の割合は増加すると予想されます。また、市立高等学校においても、入学者が減少する傾向にあり、定員に対して入学者が満たない状況があります。

子どもたちが生きるこれからの21世紀の社会は、これまで我々が経験したことのない変化の激しい厳しい社会が予測されます。子どもたちが、このような時代を生き抜くためには、課題に立ち向かい、解決できる、確かな学力や豊かな心、たくましい体といった生きる力を身に付けさせることが求められています。

これらの確かな学力や豊かな心を高めるためには、全ての教育活動において、多様な関係の中で議論したり、議論したりする言語活動を充実させることや、様々な他者や社会、環境の中での体験活動を通して、他者とともに生きる自信をもたせることが必要です。

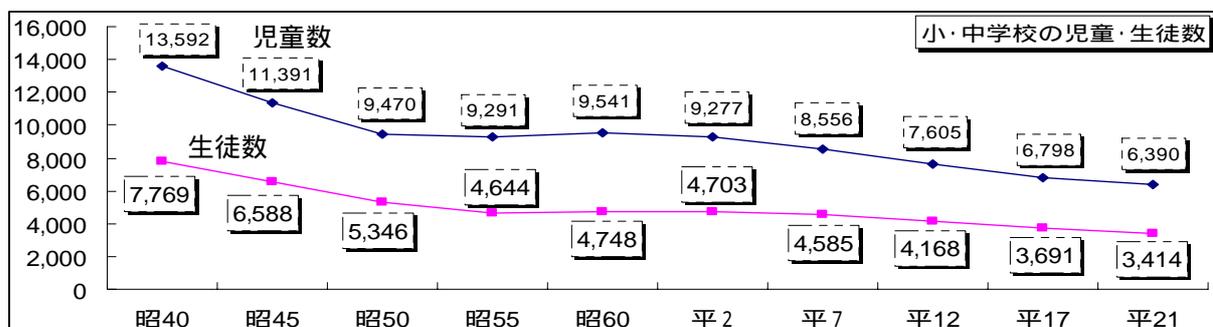
小規模の学校では、少人数という特性を生かした基礎学力の定着や技能等の習熟において成果を上げている反面、多様な相手との交流やグループで議論したり発表したりし合う機会、さらには切磋琢磨し合い、多様な方法で課題解決を試みるなどの学習経験が不足しがちな面があります。

また、豊かな心の面からは、家庭的雰囲気の中で帰属意識、自己肯定感、規範意識等が高いと言われている反面、これからの社会において身に付けるべき幅広いものの見方、考え方、新しい人間関係に適応する力などをはぐくむ場が確保しにくいと考えられます。

本市においても、子どもたちが21世紀をたくましく生きぬく力をはぐくむ教育環境づくりを目指して、国・県の動向等も踏まえながら全市的な視点に立って、学校規模の適正化を推進する必要があります。

鹿屋市の児童・生徒数の推移

(単位：人)



(2) 学力

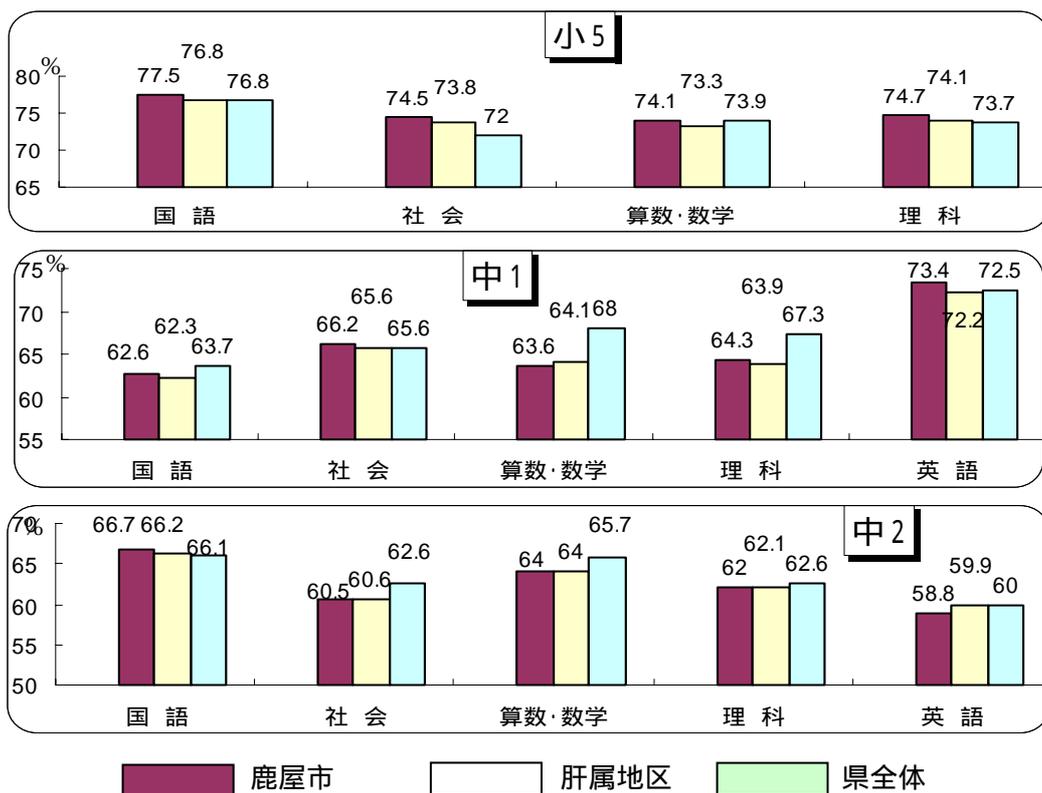
本市の小中学生の学力については、県教育委員会が毎年実施している「基礎・基本」定着度調査において、小学校はすべての教科で県平均を超え、7割以上の正答率を示し、概ね基礎学力が定着しています。中学校では、県平均を上回っている教科もありますが、県平均と同程度か下回っている教科も少なくない状況です。

また、平成20年4月に実施された全国学力・学習状況調査では、小学校は国語・算数ともに、知識に関する問題は概ね理解されていますが、活用に関する問題に課題があります。中学校は、国語・数学ともに知識・活用に関する問題に課題があるという結果が得られています。

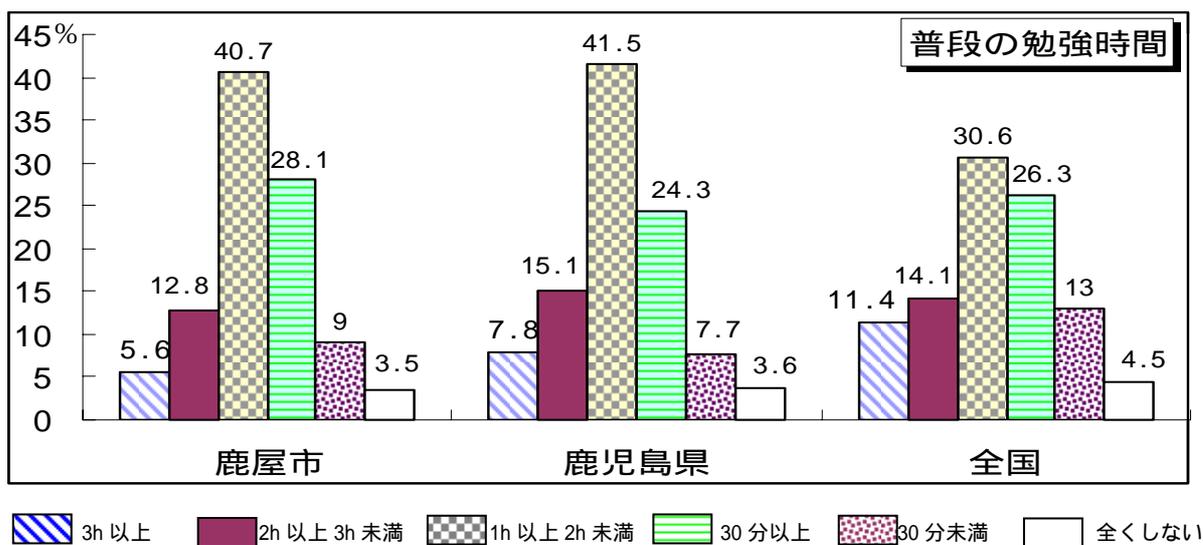
家庭学習に関する意識調査の結果では、家庭学習30分未満の児童は、全国平均よりは少ないですが、県平均よりも多く、家庭学習の量的な拡大が必要と言えます。

市立高等学校においては、生徒の将来の夢や進路希望を実現するために、普通科では希望する大学への進学、専門学科においては目的に応じた資格取得や希望に即した就職の実現等が求められています。

「基礎・基本」定着度調査の結果（H21.1月実施）（単位：%）



全国学力・学習状況調査の意識調査結果（H20.4月実施）（単位：%）



(3) いじめ・不登校

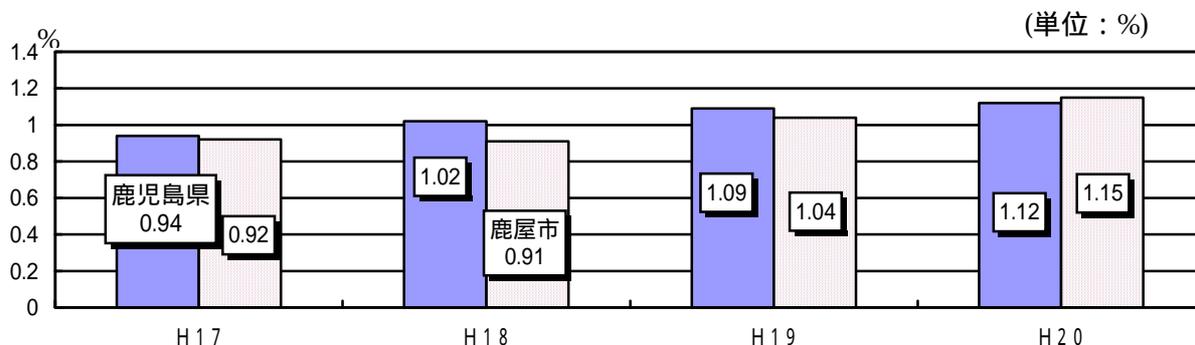
「平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市公立学校のいじめの発生件数は 41 件（12 校）、年間 30 日以上欠席した不登校児童生徒数は 120 名（小学校 26 名、中学校 88 名、高等学校 6 名）であり、いじめ問題・不登校児童生徒の現状は、憂慮すべき状況が続いています。

いじめについては、人権に関わる重大な問題としてとらえ、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」との認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に努めることが大切です。また、「ネットいじめ」の増加により、いじめの実態がますます見えにくくなっており、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が急務となっています。

不登校については、小・中学校の場合、在籍児童生徒全体に占める不登校児童生徒数の割合は、1.15%と県の 1.07%を上回り、極めて憂慮すべき状況です。不登校及び不登校傾向にある児童生徒については、各学校で作成される個別支援計画を活用し相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー（31）やマイフレンド相談員（40）等を活用しながら、家庭、関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

平成 20 年度から始まった、本市の「心の架け橋プロジェクト事業」は、不登校の児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関と連携して学校復帰に向けた支援や指導の充実を図ろうとするものです。

小・中学校における不登校児童生徒（30 日以上欠席者）の在籍数に占める割合



(4) 規範意識

今日、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、社会的マナー等が十分に備わっていないことなどが指摘されています。

改正教育基本法においては、これまでの「個人の尊厳を重んじるべきこと」などの理念を継承しつつ、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが新たに教育の目標とされ、学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されました。

子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、教育活動を通して、規範意識の涵養を図ることが必要です。

(5) 基本的生活習慣

平成20年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校では、87.2%であり、中学校では、83.8%となっています。

また、「午前0時以降に寝る」と回答した割合が、小学校では、1.5%、中学校で15.8%となっています。

食生活の乱れや、不十分な睡眠等、子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下や気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

とりわけ食生活については、「食」を大切にしている心の欠如、「食」の安全性、伝統ある食文化の喪失等の問題が指摘されています。これらの問題に対応するため、平成17年に食育を国民運動として展開していくことを目的に、食育基本法が制定されました。

子どもが、心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し、「早寝早起き朝ご飯」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

(6) 体力と運動能力

本市の「体力と運動能力の状況」は、全国と同様に、全体的には年々少しずつ低下傾向を示しています。

各項目ごとに見ると、脚筋力、瞬発力は高いですが、握力と投力、及び柔軟性にやや低い傾向が見られます。

このような体力、運動能力の全国的な低下傾向は、外で友達と遊ぶ機会の減少、ゲーム、インターネット等室内で過ごす時間の増加などの生活様式の変化、価値観の多様化などに起因していると考えられます。

本市においては、日常的な実践として、朝のランニング・一輪車・竹馬などの「一校一運動」、運動会や縄跳大会、サーキットコースの活用などの「体育的行事」等の取組が積極的に行われています。

今後は、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」並びに「体力と運動能力の向上」を目指した教科体育の充実や日課表に位置づけられた業間体育等の継続的な取組が望まれます。

(: 市平均が県平均を上回っている種目)

平成 19 年度鹿屋市児童生徒体力・運動能力調査結果

項目	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ
小5	男							
	女							
小6	男							
	女							
中1	男							
	女							
中2	男							
	女							

平成 20 年度鹿屋市児童生徒体力・運動能力調査結果

項目	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ボール投げ
小5	男							
	女							
小6	男							
	女							
中1	男							
	女							
中2	男							
	女							

(7) 特別支援教育

現在、全国的な傾向を見ると、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、障害のある児童生徒に対する適切な就学相談や特別支援学級、通級指導教室(35)で教育を行うなどの特別支援教育(39)が推進されてきました。

本市においても、小学校において、特別な支援を必要とする児童や特別支援学級が増加傾向にあります。

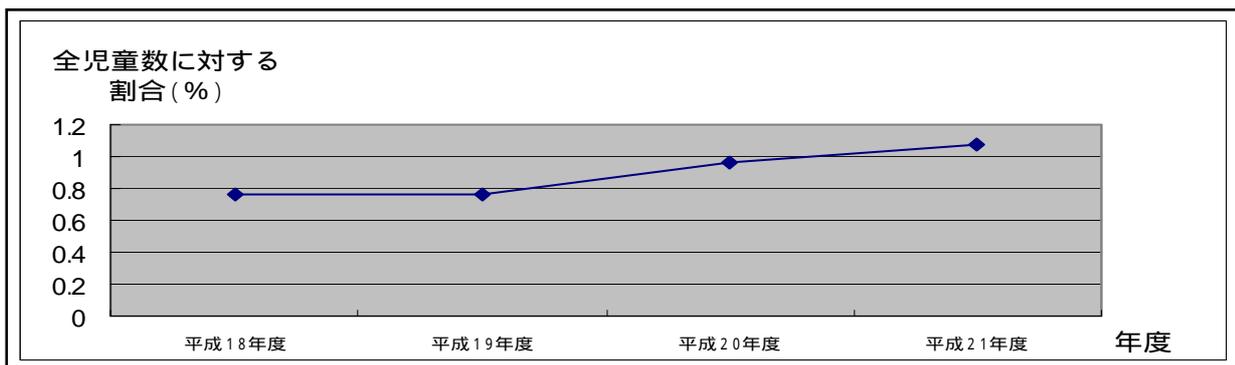
このような状況から、特別支援教育支援員の配置、鹿屋市障害児就学指導委員会の充実、県の地域支援ネットワーク推進員の活用、鹿屋養護学校との連携等を図っています。

また、適切な就学指導のための保育園・幼稚園と小学校との連携、社会福祉との連携、医学・心理教育相談の充実などを図っています。

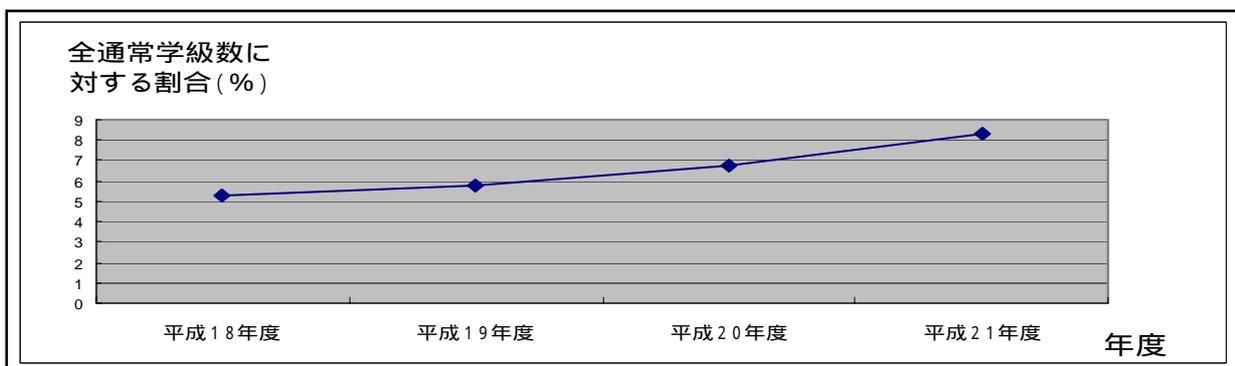
さらには、LD等対応の通級指導教室への他校通級の開始を計画的に進めています。

(LDとは：学習障害のことであり、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示します。)

【本市の小学校における特別支援学級在籍者数の推移】



【本市の小学校における特別支援学級数の推移】



(8) 安全・安心な教育環境

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害が加えられる事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生が跡を絶たない状況です。

児童生徒に生活の安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

また、学校は、児童生徒が安心して学び、生活する場であるとともに、災害時の地域住民の応急避難場所でもあるため、学校施設の耐震性が問題となっているところですが、本市の小中学校における耐震化率は、全国・県平均を下回っており、早期の対策が必要です。

(9) 家庭・地域の教育力

近年、少子高齢化の進展や核家族化による生活スタイルの変容、地域住民のつながりの希薄化等に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、すべての教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常生活の中で、命の大切さや他人を思いやり善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年の健全育成等への取組、大人や異年齢の友人との交流などを通じた様々な体験による人づくりがあります。

このことから、家庭・地域・学校・行政が連携して、家庭や地域の教育力を高め、地域社会全体で子どもを育てていくことが求められています。

第3章 10年後を見据えた教育の姿（基本構想）

1 基本理念

「21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ」

2 基本目標

(1) 「知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造」

(2) 「創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり」



1 基本理念

21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ

生きる力は、変化の激しい21世紀を生きぬく子どもたちが、他人と協調しながら、自立的に社会生活を送っていくために必要な実践力であり、その力の育成は、教育における最重要課題です。そこで、保護者や地域の協力を得ながら、教育活動全体を通して生きる力の育成を目指します。

「教育とは流れる水に文字を書くような儚い仕事である。しかし、それはあたかも、岸壁にノミで刻み付けるほどの真剣さで取り組まなければならない。」とある教育学者は言っています。

子どもたちが生きる21世紀は、人類がかつて経験したことのない先行き不透明な厳しい社会が予測されます。

過去において臨時教育審議会は「教育は未来に生きる人間を育成することを通して未来を創造する最も基本的な人間の営みである」とも述べていますが、このような時代だからこそ、一人一人の人間形成と社会の形成者としての育成を担う教育の役割は、ますます重要になってきます。

その未来を生きる人間を育成するためには、

子どもたちの将来にどのような可能性、危険、問題が待ちかまえているのか。

その可能性、危険、問題に主体的に挑戦、対応していくためにはどのような能力が求められるのか。

このような未来が必要とする資質を磨き、能力を向上させるにはどうすればよいか。

などについて深い洞察が不可欠です。

このようなことから

教育に携わる者は、子どもの未来、日本の未来、世界の未来、人類の未来に対して常に鋭敏な感覚と広い視野をもたなければなりません。

これからの教育は、未来に直面するに際して常に時代を超えて変わらないもの、いわゆる“不易”をしっかりと見つめ続け、人類文化ならびに日本文化の優れた遺産や伝統の維持、継承に努めるとともに、伝統や文化をはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うことが必要であり、不易なるものをしっかりと次世代に受け継がせていかなければなりません。

同時に時代とともに変化していくもの、いわゆる“流行”を鋭敏な感覚で受け止め、これに柔軟かつ創造的に対処していかなければなりません。

また、本市の特色として

本市には、教育を大切にする伝統や風土があり、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力があります。

また、鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、アジア太平洋農村研修村等の特色ある教育関係機関を有しています。

さらに、本市は、温暖な気候や豊かな自然環境を生かした営農が展開されるなど、日本有数の食料供給基地としての機能を有しています。

このようなことから、

「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、伝統的な地域の教育力を生かし、これからも子どもたちを地域社会全体で守り育てる必要があります。

地域の財産である、鹿屋体育大学などの教育関係機関と連携した事業を実施するなど、地域の資源を最大限活用した取組を進める必要があります。

本市の基幹産業である「第一次産業」、日本有数の食料供給基地としての特色を食育(26)や体験活動における食農教育(25)に生かす必要があります。

以上の基本的な考え方に基づき、次の2つの基本目標を掲げ、本市の教育の振興を図ります。

2 基本目標

(1) 知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造

(2) 創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり

(1) 知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造

教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。

また、確かな学力とともに、規範意識や感性の育成などの豊かな心や体力や運動能力など、知・徳・体の調和のとれた教育が求められているところです。

本市の子どもたちの教育においても、心の教育の推進を重点に、確かな学力の向上、心の教育の推進、健康の保持増進、体力・運動能力の向上を大きな柱に据え、知・徳・体をバランスよくはぐくむ教育の創造に努めます。

また、アジア太平洋農村研修村や鹿屋体育大学等を有し、多くの留学生や外国人と交流する機会も多いという地域の特性を生かし、児童・生徒の英語力の向上及び国際感覚の育成に重点的に取り組みます。

(2) 創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり

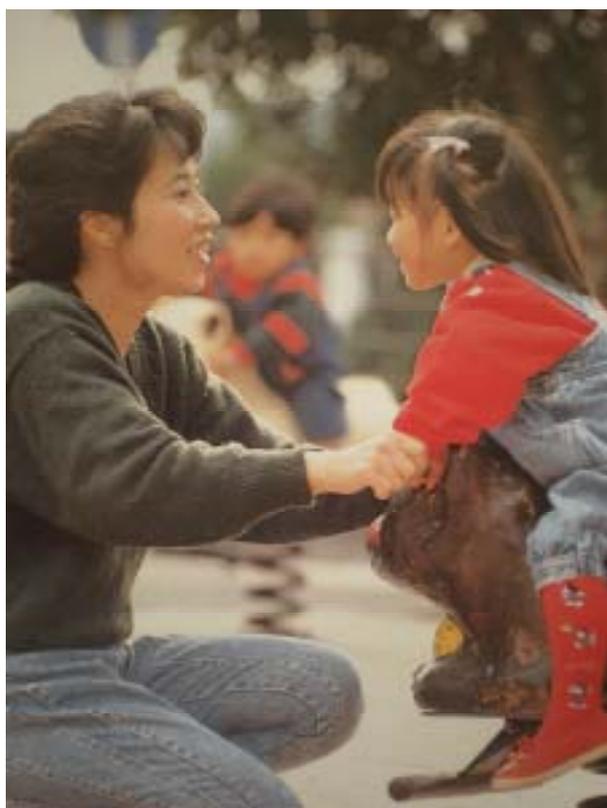
自ら学ぶ意欲と社会変化に主体的に対応できる、たくましく生きる人づくりが求められている中、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯にわたり継続して学習できる質の高い環境の提供に努め、心豊かな人間性を培う教育を推進します。

特に、学校教育に関しては、人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在や複式学級の存在などの問題を見据えた学校教育環境の向上を図るとともに、地域、学校、家庭が一体となって、地域の教育力を生かして、子どもたちの個性を尊重しながら、豊かな人間性と生きる力をはぐくむ教育を進めます。

社会教育の面では、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育を促進します。また、教育の原点である家庭教育においては、自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進めます。

文化振興の面では、地域の文化遺産、伝統芸能等の継承、文化活動の促進、文化財の保存・活用を進めます。

スポーツ振興の面では、スポーツ活動の推進、環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。



第4章 今後5年間に取り組むべき施策(基本計画)

本市教育の取組における基本的な考え方を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む9つの施策の方向性に基づき、以下の具体的な施策を展開して参ります。

1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 生徒指導の充実
- (3) 人権教育の充実
- (4) 体験活動の充実
- (5) 読書活動の推進
- (6) 食育の推進
- (7) 健康教育の充実
- (8) 体力・運動能力の向上

2 次代を生きぬく学力や資質をはぐくむ教育の推進

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 国際理解教育の推進
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 情報教育の推進
- (5) 環境教育の推進
- (6) キャリア教育の推進
- (7) 郷土教育の推進
- (8) 幼児教育の充実

3 信頼される学校づくりの推進

- (1) 学校経営の充実
- (2) 教職員の資質向上
- (3) 開かれた学校づくり
- (4) 安全・安心な学校づくり
- (5) 市立高等学校の活性化

4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実を目指した教育改革の推進

- (1) 学校規模適正化(学校再編)の推進
- (2) 学校施設耐震化の推進
- (3) 学校給食制度改革の推進

5 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

- (1) 学習環境の整備
- (2) 学習機会の充実
- (3) 学習推進体制の充実

6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

- (1) 成人教育の充実
- (2) 青少年健全育成への支援
- (3) 家庭教育の充実

7 人権を尊重する平和な社会の実現

- (1) 人権教育と啓発の推進

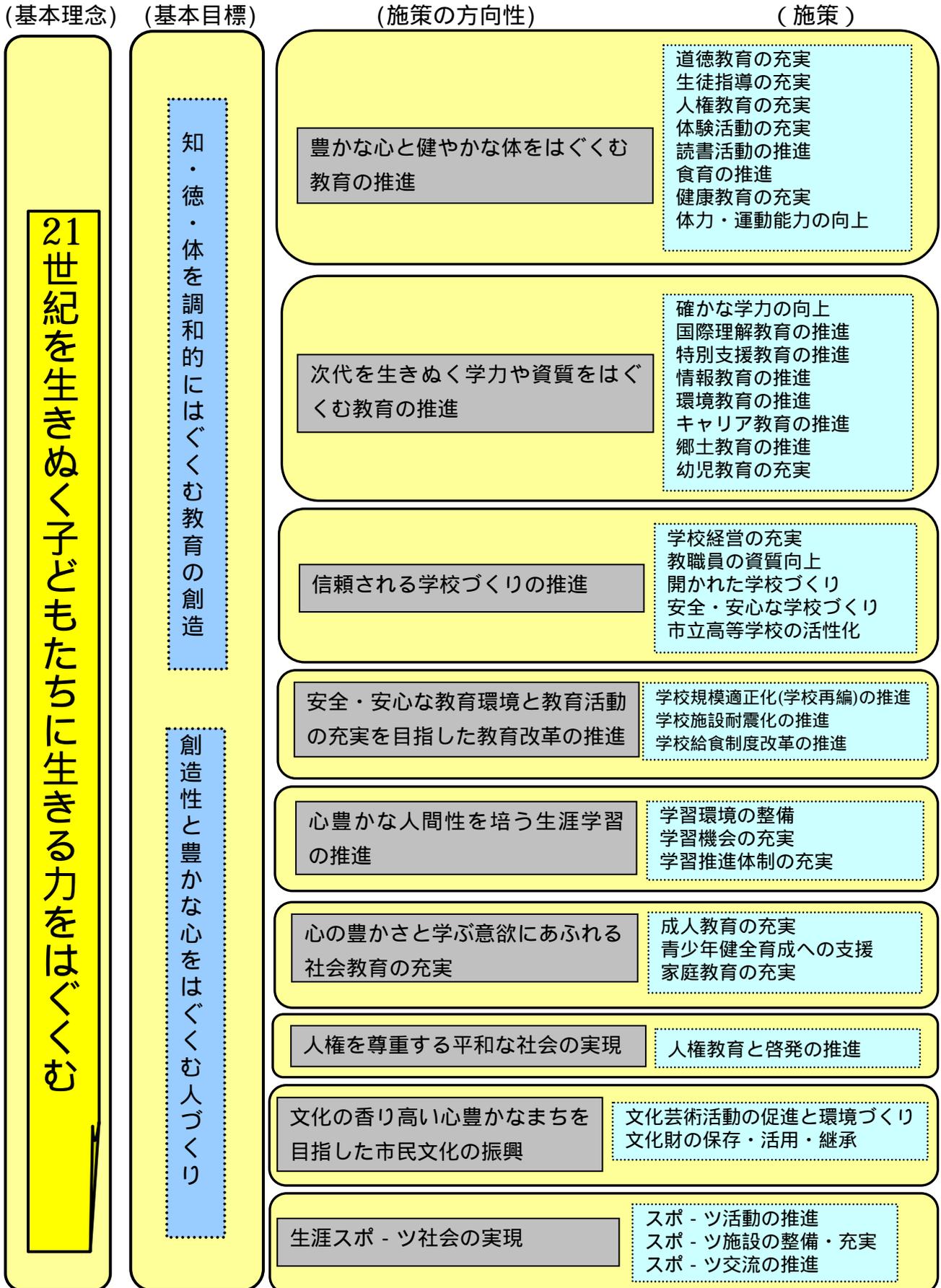
8 文化の香り高い心豊かなまちを目指した市民文化の振興

- (1) 文化芸術活動の促進と環境づくり
- (2) 文化財の保存・活用・継承

9 生涯スポーツ社会の実現

- (1) スポーツ活動の推進
- (2) スポーツ施設の整備・充実
- (3) スポーツ交流の推進

鹿屋市教育振興基本計画施策体系図



1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

変化の激しい時代を生きぬく子どもたちにとって、確かな学力を身に付けさせることはとても大切なことですが、あわせて、道徳教育や人権教育などの充実を通して、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」をはぐくむ教育を進めることが大切です。また、それらの基礎となる「健康」や「たくましい身体」をはぐくむためには、食育をはじめとする健康教育の充実や体力・運動能力の向上を図るための取組が大切です。

(1) 道徳教育の充実

【現状と課題】

全国的に青少年による凶悪犯罪の増加や規範意識の低下が深刻な社会問題化しており、本市においても急激な都市化により青少年を取り巻く環境は年々悪化しつつあります。このような状況を踏まえ、児童生徒に豊かな情操や倫理観、規範意識、自他の生命の尊重、公共の精神、自尊感情や他者への思いやりなどを養う道徳教育の充実が学校教育の大きな課題となっております。

全国学力・学習状況調査における意識調査の中で、本市の児童生徒は、規範意識に関わる設問に対して、規則を守ると肯定的に回答した割合が、全国平均より高いという結果が得られています。

教育基本法の改正や学習指導要領の改訂では、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会に貢献できる、主体性のある日本人を育成することが道徳教育の重要な目標となっております。

【施策の方向性】

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、郷土教育との関連を図りながら、自国の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する国際性豊かな日本人の育成に向けた取組を積極的に推進します。

児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達段階に応じた、教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、道徳教育に対する教職員の指導力向上に努めます。

児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域との連携を深め、社会全体で取り組むように努めます。

【主な取組】

学習指導要領の改訂の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。

総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や自然体験などの体験活動を通して豊かな心の育成を図ります。

郷土の教育伝承を教材化し、郷土に根ざした道徳教育の充実に努めます。

道徳教育の要としての道徳の時間に関する教職員の指導力の向上を図るために、研修の内容の充実・改善を積極的に進めます。

青少年の健全育成に関わる関係機関との情報交換を積極的に進め、規範意識をはじめとする道徳性育成のための連携の強化を図ります。

(2) 生徒指導の充実

【現状と課題】

いじめや暴力行為等の問題行動、インターネット・携帯電話の普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。

「平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」によると、鹿屋市立学校におけるいじめは 41 件(小 6 件、中 30 件、高 5 件)、不登校児童生徒は 120 人(小 26 人、中 88 人、高 6 人)となっています。

いじめについては、人権に関わる重大な問題ととらえ、一件でも多く発見し、一件でも多く解決するという基本的認識に立つとともに、問題行動の早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。

不登校児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の様々な実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等との連携した取組を一層充実することが必要です。

【施策の方向性】

生徒指導に関する教職員の資質向上に努めます。

学校の生徒指導体制を確立し、全教職員が一体となった生徒指導に努めます。

心の架け橋プロジェクト事業(20)をはじめとした総合的な相談体制の充実に努めます。

学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。

【主な取組】

基本的な生活習慣の確立や読書指導の充実に努め、不登校や問題行動の未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組めます。

管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。

不登校や不登校傾向の児童生徒については、各学校において個別支援計画を作成するとともに保護者や関係機関と連携した個別指導、家庭訪問を行うことなどにより、児童生徒の学校復帰に向けて、個に応じた組織的・継続的な支援に努めます。

いじめ、不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラーの派遣やマイフレンド相談員の配置、さらに適応指導教室(マイフレンドルーム)(36)の充実や電話による教育相談の実施等、総合的な相談体制の充実に取り組めます。

「かごしま児童生徒健全育成サポート制度」(6)の充実を図り、警察との連携強化に努めるとともに、福祉機関等との連携を推進します。



(3) 人権教育の充実

【現状と課題】

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠です。

人権教育は、すべての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じて、創意工夫して取り組む必要があります。

児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまらず、人権感覚を十分に身に付けさせることが大切です。

また、すべての教職員が人権尊重の理念を十分に認識することが大切です。

人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。

【施策の方向性】

すべての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。

教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善を図ります。

学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。

【主な取組】

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間(34)等の特質に応じた取組を通して、児童生徒の発達段階に配慮した人権教育指導資料等を作成・配布するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重精神の高揚に努めます。

さまざまな人権課題に応じた研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質向上に努めます。また、地区ごとに開催する授業を通じた研修会等において人権教育の指導内容等の工夫・改善に努めます。

ハンセン病問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実に努めます。

(4) 体験活動の充実

【現状と課題】

豊かな自然や食文化、地域ではくままれてきた文化や伝統、国際交流やスポーツ活動などを生かした体験活動は、社会性や豊かな人間性、たくましい体をはぐくむ上で有効な機会です。

本市は、大隅半島のほぼ中央に位置し、壮大な高隈山系、美しい海岸線等の大隅の豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統や文化、そして大隅青少年自然の家やアジア太平洋農村研修村、鹿屋体育大学などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、地域の自然、資源などを生かした、自然体験活動、勤労生産体験活動等の特色ある多様な体験活動が教育課程に位置づけられて展開されています。



本市は農林水産業を基幹産業としており、市内各地で畜産や園芸、漁業など、多様な農林水産業が展開されており、これらの産業を体験学習などの教育活動に生かす食農教育が、多くの学校で実施されています。

【施策の方向性】

本市の多様で豊かな教育資源の一層の活用を図りながら、体験活動の教育課程への適切な位置付けと指導の充実と改善に努めます。

本市は農林水産業を基幹産業としており、地域の特性に応じた畜産、漁業、園芸など、多様な農林水産業が展開されています。このように、国内有数の食料供給基地としての本市の特色を体験学習として積極的に教育活動に取り入れるなど、創意工夫をこらした食農教育を一層推進します。

【主な取組】

小中学校において、大隅青少年自然の家における集団宿泊学習や自然教室、アジア太平洋農村研修村と連携して行う国際交流体験、鹿屋体育大学と連携したヨット体験活動など、地域資源を有効に活用した取組を進めます。

地域と共同で行う高齢者や幼児との交流、清掃などの勤労・奉仕的体験、職場体験学習など様々な体験活動が効果的に実施されるよう、関係機関との連携を図ります。



地域の自然や資源を生かした、総合的な学習の時間等における環境、福祉、ボランティア、国際理解、郷土理解、食育などの体験型学習を効果的に展開できるように、情報の共有や指導法の改善に努めます。

各学校や地域で取り組んでいる地域の特性を生かした郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加などの体験活動を促進します。

小中学校において、農林水産業者や関係機関・団体、関係部局との連携を図り、さつま芋栽培や稲づくり、貝採り体験など、農林水産業に関わる体験学習の取組を促進します。

(5) 読書活動の推進

【現状と課題】

読書は、子どもが言葉を学び、豊かな感性や情緒の基盤をはぐくむ上で、欠くことのできない重要な活動です。

平成18年に「鹿屋市子ども読書活動推進計画」(11)を策定し、家庭、学校、地域ぐるみの読書活動を推進しています。これまで、学校における朝読書の実施、市立図書館におけるほたる号での各学校、地域への図書貸し出し、親子読書会や読書グループによる読み聞かせなど、子ども読書活動の充実のため、家庭や地域、学校等での取組が行われています。

児童生徒の1か月の読書量は、全国平均を上回っており、年々増加の傾向にありますが、学年が進むに従い本を読まない児童生徒が増える傾向があります。今後、発達段階に応じた児童生徒への働きかけや、意図的・計画的な読書環境づくりを推進する必要があります。



【施策の方向性】

家庭、学校、地域ぐるみで、子どもが読書に親しむ機会づくりと読書環境の整備・充実に努めます。

子どもの読書活動に関する保護者や市民の関心を高めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、地域全体での取組を推進します。

【主な取組】

鹿屋市子ども読書活動推進計画を着実に推進するために、関係教育機関・団体等への周知を図ります。

子ども読書活動推進について広報啓発を行い、子ども読書活動推進の社会的気運の醸成を図ります。

小・中・高の5校からなる「鹿屋市立図書館提携校」(15)を中心に、公共図書館と連携した読書活動の推進、読書活動を基盤とした読解力の育成に取り組めます。

市立図書館や各公民館図書室を中心に、読み聞かせ、親子読書のボランティア等の人材育成のための各種研修会を実施するとともに、家庭・地域における読書活動を促進します。

(6) 食育の推進

【現状と課題】

児童生徒が、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいくためにも、学校において、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが、重要です。

平成 17 年に制定された食育基本法では、「食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています」と規定されています。

本市においても、同法に基づき、「かのや“食”と“農”交流推進計画」(13) を策定し、生産者・消費者、農林水産関係者、学校関係者、行政機関等が一体となり、食育の推進に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

「かのや“食”と“農”交流推進計画」に沿って、関係部局等と連携し、子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育の推進に努めます。

学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。

学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携を図ります。

【主な取組】

学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間計画を作成し、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を推進します。また、栄養教諭等が中心となって、学校給食を活用しながら、朝食を含めた食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。

児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに食に関する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるために、食農教育を推進します。

地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の積極的活用を推進します。

学校給食において、安全・安心な食材の使用や地場産品の積極的な活用を推進するために、関係機関との連携を図ります。

保護者に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、親子料理教室、農業体験等を通して、家庭や地域との連携・協力を図ります。



(7) 健康教育の充実

【現状と課題】

児童生徒が、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実を図ることが必要です。

近年、性に関する問題行動、喫煙、飲酒、薬物乱用、不登校や保健室登校、アレルギー疾患の増加など、児童生徒の健康課題が多様化しています。

平成20年度の鹿屋市肥満度調査によると、20%以上の肥満傾向の出現率が小・中学校ともに10.1%であり、県平均をわずかに上回る結果となっています。

多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域の連携が不可欠です。



【施策の方向性】

学校の実態や発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、学校保健をすべての教職員で推進するための組織体制の充実に努めます。

児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

学校保健に関する調査や学校保健優良学校等審査を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。

健康教育研究大会及び各種研修会等の内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。

すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。

教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動を推進します。

地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を深めます。

(8) 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

「体力・運動能力調査」によると、我が国の子どもの体力は、昭和 60 年頃から長期的に低下傾向にあるとともに、体力の高い子どもと低い子どもの格差が広がっています。

子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力の低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下など健康に不安を抱える人々が増え、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧されます。

その原因は、外遊びやスポーツの重要性の軽視など国民の意識の問題、都市化・生活の利便化等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の子どもの生活習慣の乱れといった様々な要因が絡み合い、結果として子どもの体を動かす機会が減少しているという点が指摘されています。

新学習指導要領においては、保健体育科の目標を「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる。」としています。発達段階に応じた競技力を身に付けることは、体育学習の中核をなすものであり、生涯スポーツ実践者の育成に向けて必要不可欠で大切な要素となります。

本市の現状も全体的に、少しずつ低下傾向にあります。本県の平均と比較すると、ほぼ同じか、もしくはやや高いレベルにあります。各項目の値を比較すると、特に、脚筋力、瞬発力は高いですが、握力・柔軟性に低い傾向が見られます。

【施策の方向性】

教科体育においては、準備運動段階で体ほぐしの運動を導入し、各学校の体力・運動能力の課題に応じた体力を高める運動を組み入れます。また、運動観察の時間を、場、チームの人数、及びルール工夫等を通してできるだけ短くし、運動時間を確保します。

学校、行政、地域社会が連携して、子どもが積極的に外遊びやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。また、子どもそれぞれの発達段階に応じた競技力の向上を図り、マイスポーツの獲得を目指します。

各学校ごとに新体力テスト(30)の結果を分析し、現状と課題を認識し、体力の向上のための具体策を立てて実践します。

【主な取組】

運動に興味を持ち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するため、各種指導者研修会等を開催し、体育指導法の研究などを通して、教員の指導力向上を図ります。

「一校一運動」(2)の実践や外遊びの奨励など、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。

各学校で体力テストの結果を分析し、体力向上についての全体計画を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。

児童生徒の体力の実態などをホームページに掲載するとともに、児童生徒、保護者等の意識の高揚を図ります。

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、指導の在り方を改善し、体力の向上を図ります。

2 次代を生きぬく学力や資質をはぐくむ教育の推進

これからの子どもたちは、誰も予想できないほどの変化の激しい時代を生き抜いていきます。このような時代に対応するためには、基礎的な知識や技能に加えて、思考力や判断力及び表現力を身に付けさせることが大切です。これらの資質や能力が「確かな学力」です。時代が変わっても不変であるべき愛郷心や愛国心などの教育を重視しながら、時代の変化に応じた情報教育や環境教育及び国際理解教育などを積極的に推進していくことが大切です。

(1) 確かな学力の向上

【現状と課題】

教育基本法等の改正を受けて、学習指導要領の改訂が行われます。小学校は、平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から完全実施され、高等学校は 25 年度から学年進行で実施されます。

今回の学習指導要領の改訂では、今後学校教育が目指す学力の要素として、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等が求められています。

鹿屋市の児童生徒の学力状況は、県の「基礎・基本」定着度調査では、小学校はすべての教科で県平均を超えています。中学校は県平均とほぼ同程度です。全国学力・学習状況調査の結果によると、小学校は知識に関する問題は概ね理解されていますが、活用に関する問題には課題があります。中学校は、国語・数学ともに知識にも活用にも課題が見られます。

また、家庭学習については、全市的に「かのや宅習 1・2・3 運動」(16)を展開していますが、平日の家庭学習の時間が 1 時間以上の小学生の割合は 60%、2 時間以上の中学生の割合は 38%に留まっており、全国、県より少ない結果となっています。

【施策の方向性】

各学校においては、「基礎・基本」定着度調査及び全国学力・学習状況調査結果等を踏まえ、学力向上についての PDCA サイクル(計画・実践・検証・改善)を確立し、計画的、具体的な授業改善のための取組を図ります。

学力向上に向けた取組を推進するために、小中高連携や英語教育圏によるブロックごとの公開授業や授業研究を通して、教員の指導法の改善等を図ります。

思考力・判断力・表現力等の活用力を育成するために、「言語活動の充実」や「学習意欲の向上」及び「体験活動の充実」等を重視した学習活動を推進します。

小・中学校においては、「基礎・基本」定着度調査で各教科 70%以上の正答率を目指します。

【主な取組】

各学校では、校内の学力向上推進委員会や研究組織等を活用しながら、研修体制を充実します。

市の研究協力校においては、公開授業や授業研究など実践的な研修を実施し、その成果を広く共有することによって指導力向上を図ります。

各種研修会において学習指導要領の改訂の趣旨や内容の周知・徹底を図るとともに、各学校において円滑な移行措置や先行実施が行えるような取組を推進します。

「基礎・基本」定着度調査や全国学力・学習状況調査の結果に基づき、各学校が学力向上のためのアクションプランを作成し、成果や課題を把握しながら、具体的、計画的な取組を行います。また、諸調査の結果の公表に努めるなど、学校、家庭、地域が連携して学力向上が図られるように具体的取組を推進します。

計画的な学校訪問を通して、各学校の実態を具体的に把握するとともに、課題解決のために指導主事を重点的に派遣し、学校の実態に即した計画的、具体的な取組を推進します。

学習ガイド「鹿児島ベーシック」等の活用促進に努め、「かのや宅習1・2・3運動」の取組により、児童生徒の学習習慣の確立に努めます。



(2) 国際理解教育の推進

【現状と課題】

国際化、情報化などが一層進展する変化の激しい時代の中で、学校においては、これらの変化に対応し、国際社会の中で日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく将来の人材の育成が急務となっています。

本市はアジア太平洋農村研修村（研修センター・民族館）や鹿屋体育大学等を有し、多くの留学生や外国人と交流する機会が多いという地域の特性を生かし、英語指導助手の各学校への派遣や、市内中高生の海外研修への派遣等、児童生徒の英語力の向上及び国際感覚をはぐくむ事業を展開する等、国際化への対応を進めています。

小学校英語教育については、平成 17 年度から、構造改革特別区域（特区）の認定を受け、「教育課程の標準」によらない教科としての小学校における「英語科」を教育課程に位置づけています。また、英語指導講師を独自に任用し、実践研究を進める「かのや英語大好き特区事業」に取り組み、全国的な英語教育の充実の流れを先取りする形で、小学校における早期英語教育を進めています。さらに平成 20 年度からは、市内各小中学校で 6 つの英語教育圏を設定し小中連携の研究にも取り組んでいます。

また、平成 21 年度からは、文部科学省から新たに「小・中連携英語教育改善調査研究事業」（24）の研究指定を受け、小学校英語科と中学校英語科の円滑な接続の在り方について 3 年計画で実践研究を進めています。

本市では英語指導助手を雇用し、市内の各小中学校及び市立高等学校に計画的に派遣し、生きた英語指導の充実を図っています。



【施策の方向性】

本市では、今後ますます進む国際化社会の中で、将来、英語に携わることができる人材をはぐくむことを目指して、本市の特性を十分生かしながら様々な事業に取り組み、国際理解・異文化理解を推進します。

小学校英語教育の充実、さらには中学校英語教育との接続等の充実を図り、「英語好き」な児童をはぐくむことを目指し、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

【主な取組】

小学校における英語教育の実践研究を推進し、研究推進校を中心とした英語教育圏での活動を充実させ、平成 23 年度から全国一斉に始まる外国語活動の本格実施に向けて先進的に取り組みます。

本市の将来を担う中学生や高校生を積極的に外国に派遣する取組等を推進し、本市の中高生が外国の人々、生活、文化等と触れ合う機会を設け、国際感覚豊かな人材、国際社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。

英語指導助手を積極的に学校に派遣し、子どもたちとの英語を通じた学習機会の充実や触れ合いの機会の充実を図り、コミュニケーション能力の向上を図ります。

(3) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

現在、全国的な傾向を見ると、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、障害のある児童生徒に対する適切な就学相談や特別支援学級、通級指導教室で教育を行うなどの特別支援教育が推進されています。

本市においても、小学校において、特別な支援を必要とする児童や特別支援学級が増加傾向にあります。

このような状況から、特別支援教育支援員の配置、鹿屋市障害児就学指導委員会の充実、県の地域支援ネットワーク推進員の活用、県立鹿屋養護学校との連携等を図っています。

また、適切な就学指導のための保育園・幼稚園と小学校との連携、社会福祉関係機関との連携、医学・心理教育相談の充実などを図っています。

さらには、LD等対応の通級指導教室への他校通級の開始を計画的に進めています。

【施策の方向性】

障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図り、適切な就学指導を推進します。

小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。

就学前や学校卒業後を含めた一貫した総合的支援体制の整備に努めます。



【主な取組】

小中学校等に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成・活用を促進するなど、校内支援体制の整備を図ります。

就学指導委員会の機能を充実し、「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携の下に、適切な指導及び必要な支援が行われるように努めます。

発達課題に応じた適切な指導法について、各種指導者研修会等を開催し、教員の指導力の向上を図ります。

特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒へのきめ細かな対応に努めます。

(4) 情報教育の推進

【現状と課題】

急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力をはぐくむとともに、情報モラルの育成、情報安全教育の充実が求められています。

「平成 20 年度の学校における教育の情報化の実態に関する調査」（文部科学省）によると、本市の教員の I C T 活用指導力は、概ね全国平均を上回っていますが、国が I T 新改革戦略において目標としている 100 %の達成には、さらなる研修の充実が必要です。



また、同調査によると、本市の学校における I C T 環境の整備状況は、コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数は、全国平均を上回り県平均と同程度ですが、普通教室における校内 L A N 整備率、教員の校務用コンピュータ整備率は、全国平均、県平均ともに下回っています。

インターネット社会における人権侵害等の様々な問題に対応するため、小・中・高等学校等において、体系的な情報モラルの指導を充実させる必要があります。

【施策の方向性】

児童生徒が、学校において、コンピュータ等に十分に触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、I C T 環境の整備とともに、I C T を十分に活用した取組を推進します。

児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育や教職員の研修の充実と保護者への啓発を図ります。

【主な取組】

学校における I C T 環境の整備に努めます。

児童生徒がコンピュータ等に触れる機会を拡充するとともに、I C T を活用した授業のできる教員の育成を図るため、各種研修講座の充実に努めます。

情報モラル教育については、外部講師を活用した教職員研修や指導で活用する教材の充実に努め、児童生徒への指導に生かすとともに、保護者への啓発を推進します。

(5) 環境教育の推進

【現状と課題】

エネルギー・環境問題は、人類にとって喫緊の課題であり、農業が盛んな本市にとって環境保全は重要な問題であります。また、改正教育基本法の中で、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。

本市では、環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るために、「エコバス」などの事業を取り入れ、環境教育の推進のための条件整備を進めています。

環境教育については、小・中・高等学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、すべての小・中・高等学校で、体験的な活動を取り入れています。

【施策の方向性】

環境教育に関する知識だけでなく、環境を守る主体として実践的に環境問題に関わる態度を育てます。



【主な取組】

各学校において、環境教育の全体計画を整備し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常生活における環境保全活動への参加意識を育てるための取組を促進します。

地域の特色を生かした体験的な環境学習の充実を図り、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活と照らし合わせながら考える学習を促進します。

先進的な取組を進める学校の実績や事例を紹介し、環境教育を重視した教育活動の普及を図ります。

(6) キャリア教育の推進

【現状と課題】

今日、少子高齢化社会の到来、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等が進む中、就職・進学を問わず、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化しています。

若者の勤労観、職業観の未成熟や、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さなどについても各方面から指摘されています。そこで、各学校では、地域の職業人から職業人としての生きがい等について学ぶ機会を設けたり、職場体験学習に積極的に取り組んだりして、勤労観・職業観をはぐくむ取組を行っています。

子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるようにする教育の推進が強く求められています。

【施策の方向性】

各学校においては、全ての教育活動をキャリア教育(18)の視点に立って見直し、全職員がキャリア教育の意義を共通理解し、学校全体で組織的にキャリア教育を推進します。

小・中・高において、各教科・領域等、全ての教育活動の中で、それぞれの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

キャリア教育の推進には、家庭、地域(企業・事業所)、関係機関等との連携が欠かせないものであるため、よりよい関係を構築し、地域ぐるみでキャリア教育を進めていく気風を高めます。

【主な取組】

小・中学校の段階から、全教科で積極的にキャリア教育を推進し、早い時期からの望ましい勤労観、職業観の育成や職業に関する知識、技術の習得を図ります。

各学校におけるキャリア教育の推進状況等について積極的に情報交換をする場を設定し、市全体でキャリア教育の充実を図ります。

本市の各企業や事業所等との連携を強化し、地域のキャリア教育に関する理解を深め、県が推進している5日間の職場体験等の取組を進めます。



(7) 郷土教育の推進

【現状と課題】

地域で守りはぐくまれてきた伝統と文化に誇りを持たせ、そのよさを継承・発展させるとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国の文化や歴史を尊重し、国際社会の発展と平和に貢献する態度を養うために、郷土教育の推進が重要です。

すべての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定され、地域や学校の特色を生かした教育活動がなされています。

少子高齢化や過疎化等により、これまで継承してきた伝統芸能や地域の伝統行事等を受け継ぐ取組を続けることが難しくなっています。

【施策の方向性】

各学校において、地域の芸能や農業等を体験する活動や、先人の足跡から学ぶ活動などの充実を図り、地域や関係機関と連携を図りながら、誇りを持って鹿屋市の伝統や文化の豊かさを伝えられる人材の育成に努めます。

児童生徒が地域や郷土の文化に触れる機会をとらえて、各地域にある歴史民俗資料館などの施設の活用を促進しながら、広がりや深まりのある郷土教育の推進を図ります。

郷土に誇りを持ち、次代を担う子どもたちを育てるために、教職員が本市の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、確かな教育実践がなされるように、郷土に関する研修を通して資質向上を図ります。

【主な取組】

教科、道徳、総合的な学習の時間等の授業を通して、自然、産業、文化等の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、伝え合うなど、地域に根ざし、学校の創意工夫をこらした教育活動の一層の充実に努めます。

我が国や郷土の地理、歴史、伝統、文化について理解を深めさせるとともに、国旗・国歌を尊重する取組に努めます。

学校行事等で、地域と学校がより連携して、地域の特色を生かした特色ある教育活動が展開されるようにします。

各地域との連携を強化し、郷土素材の収集、吟味、教材開発等を行うとともに、これまで発行した郷土教育の資料を吟味・精選し、再構成するなどして、郷土について学ぶ取組を支援します。

フィールドワークや地域の施設を活用した教職員の研修を充実します。



(8) 幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人一人の望ましい発達を促していくことが重要です。

少子化、情報化や共働き世帯の増加など社会状況が変化する中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい成長を実現できるような子育て支援が求められています。

幼児教育に対する市民のニーズは多様化しており、幼稚園においても「預かり保育」の実施や子育て支援センターとしての機能も求められています。



【施策の方向性】

幼稚園や保育所がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。

幼稚園、保育所、家庭、地域の連携により、子育て支援に係る取組を推進します。
幼稚園、保育所と小学校との連携を積極的に推進します。

【主な取組】

幼稚園、保育所に対し、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改正の趣旨や内容の周知徹底を図り、幼児教育の質の向上に努めます。

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所と小学校との連携を図ります。また、教諭や保育士に対する研修の充実を図ることにより、教職員の資質向上に努めます。

幼稚園、保育所、家庭、地域との連携に努め、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言などの子育て支援に係る取組を促進します。

3 信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるように、児童生徒の発達段階に応じて、組織的かつ体系的な教育を行っています。学校がこの役割を十分に果たすためには、子どもたちに直接携わる教職員の資質向上や子どもたちが安心して安全に過ごせる学校づくりが重要です。また、それらの実践を保護者や地域に知らせるために、「開かれた学校」を目指すことが大切です。

(1) 学校経営の充実

【現状と課題】

公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び各学校の校長の権限と責任の下で行われています。

各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。

管理職の資質向上を図るため、年間を通じて計画的に行われる管理職研修会のほか、県や教育事務所単位で行われる新任・経験者研修会、地区管理職研修会などを実施しています。

きめ細かな指導や特色ある教育の展開を支援するために、特別支援教育支援員や英語講師の配置に努めています。

教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価(7)の結果を踏まえた学校運営の改善を図ることが求められています。



【施策の方向性】

管理職の資質向上を図るため、必要な取組のさらなる充実を図ります。

学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、研修の充実と活性化を図ります。

【主な取組】

人格・識見に優れ、心身ともに健康で、課題に対応できる人材づくりを進め、管理職の資質向上に努めます。

管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。

学校事務のより一層の適正化や効率化を進め、事務の共同実施(28)について研究を進めます。

学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。

(2) 教職員の資質向上

【現状と課題】

児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力のさらなる向上が求められています。

教職員の資質向上を図るために、管理職、教科や担当、臨時的任用者などの職務別研修、先進地視察や国内研修など、教職員の希望に応じて受講できる研修を実施しています。



【施策の方向性】

教職員研修内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。

優れた人材の育成に努めるとともに、教職員の人事評価の一層の充実などにより、適切な服務監督に努めます。

【主な取組】



教職員に対する各種研修の改善・充実に取り組むとともに、校内研修や各種教育関係機関の機能を生かした研修を推進します。

先進地視察研修等を通して、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に取り組めます。

教員として必要な最新知識を身に付けさせるための教員免許更新制が、円滑に実施されるよう関係機関との連携や教職員等への周知を図ります。

教職員の意欲を高め、資質能力の向上を図ることによる学校の活性化を目的とした教職員の人事評価の一層の充実に取り組めます。

学校教育における教育実践等に顕著な実績のある教職員を表彰制度に推薦します。

資質の向上を必要とする教員に対しては、関係機関との連携を図り、指導法改善研修等を実施し、指導力の向上を図ります。

(3) 開かれた学校づくり

【現状と課題】

教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表による開かれた学校づくりの推進が求められています。

平成 19 年 10 月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価の実施と公表の義務化、学校関係者評価の実施と公表の努力義務化、評価結果の設置者への報告義務化が規定されました。

平成 20 年度の自己評価、学校関係者評価の実施率は、小・中・高等学校とも 100% であり、努力義務であるその結果の公表についても多くの学校で行われています。

【施策の方向性】

各学校で実施している学校評価を基にした学校運営の P D C A サイクル（計画、実践、検証、改善）の確立に努めます。

各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。

【主な取組】

教職員による学校の自己評価と保護者等による学校関係者評価がすべての学校においてさらに充実されるよう取組を推進します。また、評価結果の公表など積極的な情報公開や、その結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。

P D C A サイクルに基づく学校運営改善の充実を図るため、効果的な自己評価の在り方や学校関係者評価の進め方等について実践研究を進めます。

管理職研修会等を通じて学校評価の実践研究を進め、地域の特色を生かした学校づくりを進めるとともに、評価シートや学校自己評価報告書等の作成・提出についてモデル的な取組を推進し、その成果を各小・中学校に普及します。

「基礎・基本」定着度調査等の結果に基づき、各学校がアクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うようにします。

また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。

学校からの評価報告書に基づいて、適切な支援や条件整備等の改善に努めます。



(4) 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」をはぐくむための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

近年、学校や通学路での児童生徒に関わる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。

経済的な理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施していますが、援助を受ける生徒は、年々増加する傾向にあります。

【施策の方向性】

警察等関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。

安全・安心な学校施設・設備など、学校教育環境の整備に努めます。

経済的理由により、就学の道が閉ざされることのないよう、必要な支援を推進します。



【主な取組】

スクールガードリーダー(32)を市内全域に配置し、小中学校、家庭及び地域が連携して、児童生徒の安全確保に努めます。

「危機管理マニュアル」の作成や学校安全計画の策定などにより、各学校で安全体制を整備します。

防犯教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。

警察等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

学校施設の老朽化や危険箇所の点検結果を踏まえて、安全・安心な学校施設の整備に取り組みます。また、遊具などの学校が管理する設備・備品についても、整備、充実に取り組みます。

小・中学校の児童生徒への就学援助を、適正に実施します。また、奨学金制度等の周知や積極的な活用の促進を図るなど、経済的理由により支援が必要な生徒及び学生に対して、必要な支援が行われるような取組を推進します。



(5) 市立高等学校の活性化

【現状と課題】

近年、少子高齢化が急速に進み、大幅かつ長期的な生徒減少が進んでいます。そのような中で、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の維持・向上を図る必要があります。

鹿児島県は平成 15 年に策定した「かごしま活力ある高校づくり計画」に基づき、7 地域で 15 校の再編整備を進めてきたところでありますが、新たに県の「かごしま活力ある高校づくり計画」や県公立高校再編整備検討委員会の動きを見据えつつ、本市においても市立高等学校の将来像を考えていく必要があります。

市立高等学校の将来像を考えるにあたっては、大隅地域全体の中における市立高等学校の果たすべき役割等を踏まえて、活性化の具体的な方策を検討する必要があります。



【施策の方向性】

市立高等学校においては、授業の充実を基本として、指導者の資質向上を目指した研修の機会の充実を図り、進学・就職等における成果を上げることに全力で取り組みます。

生徒指導の充実や部活動の活性化を図り、望ましい高等学校の教育環境づくりに努めます。

地域に根ざした市立高等学校という風土を生かし、地域の中に積極的に融合した教育活動を展開するとともに、地域の人材や事業所等を積極的に活用した教育活動を展開します。

【主な取組】

研究授業等を通じた教科指導法に関する校内研修を充実させ、教師の授業における指導力の向上に取り組むことにより、上級学校への進学率の向上や確実な資格取得による安定的な就職の確保に努めます。



体育祭や文化祭をはじめ、各部活動等の成果発表の機会を通して、中学生との交流の機会を増やし、市立高等学校のよさを伝えていきます。

中学校への積極的な学校訪問を実施し、中学校との連携を図り、学校のよさをアピールするなど、生徒獲得のための取組を推進します。

生徒会活動を活性化し、生徒自身が市立高等学校のよさを感じ、自覚し、誇りをもつ校風づくりを推進します。

4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実を目指した教育改革の推進

学校において、変化の激しい社会を心豊かに、たくましく生きぬいていくための学校教育環境の基盤整備や安全・安心な教育環境の場の提供により、より一層の教育活動の場の充実を図る必要があります。

このようなことから、本市においては、「学校規模適正化(学校再編)」、「学校施設耐震化」「学校給食制度改革」を教育改革として、「将来を担う子どもたちの安全・安心な教育環境の整備」及び「教育活動の充実」を目指します。

(1) 学校規模適正化(学校再編)の推進

【現状と課題】

本市の児童生徒数は、昭和 37 年 5 月の 26,201 人をピークに年々減少してきており、平成 19 年が 10,064 人、また、今後の推計では、平成 24 年で 9,650 人と予想しています。

本市の適正規模校(学校教育法施行規則に定める規模別の学級数)は、平成 19 年度で小学校 5 校、中学校なし、平成 21 年度で小学校 3 校、中学校 1 校となっています。また、過小規模校と小規模校は、平成 19 年度で 33 校、平成 21 年度で 35 校となっており、年々小規模校化が進んでいます。

平成 19 年時点において、学級編制が複式学級制に至っていた小学校が 10 校で、旧鹿屋地区 6 校、輝北地区 3 校、吾平地区 1 校となっています。

特に、一部の地域での児童生徒数の減少傾向が顕著となってきたことから、これまでも学校再編に関する具体的な検討も行われてきたところです。

また、校舎をはじめ学校施設は、耐用年数及び耐震化の状況を踏まえると計画的に整備を図る必要があり、安全・安心な教育環境の整備が課題となっています。

以上のことを踏まえ、具体的な取組として、「鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針」(9)を策定したところです。

【施策の方向性】

「鹿屋市学校規模適正化(学校再編)基本方針」に基づき、以下のことを基本に、学校規模の適正化を進めます。

児童生徒にとって望ましい学習集団を形成し、より良い学習環境を創造します。

地域における学校の役割や通学距離、安全確保に十分配慮し、保護者等の理解協力を得ることとします。

施設整備に当たっては、安全性に配慮し、国際化・情報化など、これからの時代に対応した新しい教育に対応できるものとします。

輝北地区については、他地区に先駆けて、統合校の平成 23 年 4 月の円滑な開校に向けた取組を進めます。

【主な取組】

市全体の学校再編の取組として、複式学級のある 6 地区に「地区懇話会」を設置し、地域住民の意向等を十分反映しながら、具体的な学校再編実施計画書を、協働の視点で策定します。

輝北地区については、平成 23 年 4 月の円滑な開校に向けて、輝北地区学校統合推進委員会の報告を受けて、具体的な統合準備作業に取り組みます。

また、行政・学校・地域などが一体となった学校規模適正化（学校再編）を推進するため、今後の学校再編の取組内容については、ホームページ、市広報紙などを通じて、積極的に市民等へ情報提供を行います。

(2) 学校施設耐震化の推進

【現状と課題】

学校施設は、地震発生時の応急避難場所となるなど地域の防災拠点としての重要な役割を担っています。

本市の小中学校の耐震化率は、平成 20 年度時点で 45.1%（H21 時点で 46.9%）と、県平均の 55.0%（全国平均 62.3%）を 10 ポイント近く下回っている状況にあり、学校施設の耐震化が喫緊の課題となっています。

これらの課題を解決するため、平成 20 年度に「学校施設耐震化促進計画」（ 8 ）を策定しました。

【施策の方向性】

学校施設耐震化促進計画に基づき、緊急性の高い建物から順次、耐震診断結果を踏まえて、学校施設の耐震化を図ります。

なお、耐震診断の結果、耐震補強工事では難しい建物については、今後の学校再編計画との整合性や財政事情も考慮の上、改築建物としての整備を進めます。

【主な取組】

学校施設耐震化促進計画に基づき、耐震補強工事を計画的・年次的に進めます。



(3) 学校給食制度改革の推進

【現状と課題】

本市の学校給食は、小中学校 45 校中、鹿屋地区の 28 校が単独校調理場方式、輝北、串良、吾平地区の 17 校が共同調理場方式となっています。

児童生徒数の減少や学校の小規模化が進む中で、施設の老朽化、衛生管理基準への対応、食の安全、食育の充実、給食コストの適正化など抜本的な課題を抱えており、その対応が求められています。

【施策の方向性】

平成 20 年 5 月に策定した「鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画」(10)に基づき、現状と課題を踏まえ、新たな共同調理場の整備を検討します。

南部学校給食センターについては、平成 22 年 9 月の稼働に向け、準備作業を進めます。

【主な取組】

南部学校給食センターの本格稼働にあわせて、学校給食における安定的な物資調達をはじめ、地場産品の活用促進に向けた取組を進めるなど、関係機関と連携を図ります。

栄養バランスのとれた豊かな学校給食や望ましい食習慣を形成するため、食育のさらなる充実に努めます。

食情報発信施設として、コンピュータ機器などを整備し、給食情報などを学校、家庭、地域に発信できるセンター整備を図ります。

北部学校給食センター（仮称）については、平成 25 年の供用開始に向けた取組を進めます。



5 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

本市では、「生涯学習基本構想」(12)を策定し、市民の学習要求に即した多様な学習機会を提供するとともに、多くの人々が学習活動に参加しやすい環境づくりに努め、市民の学んだ成果が適切に評価され、適時に生かせる体制を整備します。

また、市民が地域課題の解決に主体的に取り組む意識を涵養するとともに、そのための仕組みを整えます。

(1) 学習環境の整備

【現状と課題】

学びは家庭や学校、地域など様々な場で行われます。それらが「学びの場」として十分に機能し、充実した学びのことができることが望まれます。

学びがいつでもはじめられ、だれでも参加できる生涯学習関連施設の整備が必要です。

市民の学習活動を支援するため、学習内容や指導法、グループや団体などに関する幅広い学習情報を、多様な方法で入手できる情報環境を整備するほか、学習相談体制づくりが大切です。

市民が生涯学習の意義を理解し、学習活動に参加する気運を醸成していくために、生涯学習の普及・啓発が重要です。



【施策の方向性】

あらゆる年齢層にわたり、家庭、学校、地域社会の様々な場で十分にその教育的機能を果たし、多様化・高度化する学習ニーズに対応できる学習環境づくりに努めます

公民館、図書館、学習センターなど社会教育施設をはじめ、民間施設などとの連携を深め、生涯学習事業の充実に努めます。

地域の生涯学習の拠点となる公民館、図書館等の機能充実やネットワーク化を図り、学習情報提供や相談窓口、指導体制などを一元化します。

【主な取組】

家庭や地域の教育力向上を目指し、学校支援ボランティアとして保護者や地域の方々の活用、及び親子で参加する地域行事・体験活動をはじめ、地域の自然・文化に親しむ活動などを促進します。

中学校区ごとの生涯学習推進体制の構築を図り、公民館や学習センター等を核とした生涯学習を推進し、地域の連帯意識の向上や文化・伝統等の継承に努めます。

公民館や図書館、スポーツ・文化施設などで生涯学習に関する相談窓口を設置し、情報収集や提供の一元化を図るなど、市民が気軽に相談できる体制の充実に努めます。

広報紙やチラシ、パンフレット等の印刷物やホームページなど、さまざまな広告媒体を活用した生涯学習の普及・啓発活動に努めます。

(2) 学習機会の充実

【現状と課題】

国際化・多文化社会の進展、価値観の多様化、地域と社会参画の在り方の変化など、社会は急速に変化しており、それに応じた学習ニーズの多様化及び高度化に対応した学習機会の新たな開発が必要となります。

学習活動によって豊かな心をはぐくみ、人生を楽しむことができるよう、郷土の文化・芸術に関する学習、家庭生活や子育てに関する学習、環境体験学習、健康・スポーツに関する学習、高度情報化に対応する学習など、社会的課題や地域課題に対応できる学習機会の充実が必要です。

【施策の方向性】

心豊かに生きるための学習機会として、青少年健全育成活動の充実や家庭教育の向上、子育て支援サービスの充実、健康づくりの啓発・スポーツクラブとの連携、文化活動の促進、文化財等の保存・継承などに努めます。

励まし合い、支え合う暮らしのための学習機会として、人権尊重社会の実現や高齢化社会への対応、障害者の社会参加促進、男女共同参画社会の形成などに努めます。

時代の要請に対応するための学習機会として、高度情報化への対応や国際社会に対する理解、環境保全に対する意識啓発、職業能力の開発、防犯体制の強化、消費者被害の未然防止などに努めます。



【主な取組】

青少年育成推進大会の取組を通して、市民総ぐるみで青少年を育成しようとする気運を高め、本市の青少年育成活動をより一層充実させます。

鹿屋っ子クラブ(17)の取組を通して、市内の中学生・高校生の地域リーダーとしての資質を高めるとともに、地域社会の発展に寄与する健全な青少年を育成します。

市民講座による「パソコン講座・教室」や「初めての英会話・日常英会話教室」などの学習機会の充実を図ります。

高齢者の社会参加と生きがいのある生活への支援のため、生きがいとなる多様な学習機会の提供として、高齢者大学の開設及び高齢者クラブ等の自主グループ活動の支援、子どもたちとの世代間交流の促進、さらに高齢者の多様な能力の発掘と活用などに努めます。

(3) 学習推進体制の充実



【現状と課題】



これからの生涯学習社会では、学習情報の提供や学習拠点施設の整備・充実、地域や施設のネットワーク化、学習の成果が適切に評価される社会の仕組みづくりなど、生涯学習推進体制の充実・強化を図る必要があります。

小中高校の他に、大学など高等教育機関、国立青少年自然の家などの青少年教育施設、リナシティかのや、民間などの生涯学習関連施設、さらに子ども会や高齢者団体などの社会教育関係団体・機関との連携強化が必要です。

全庁・全市による推進体制を確立するとともに、指導者やリーダーの育成のために、学習成果を生かしたボランティア活動や地域活動の促進及び地域人材の発掘、各種人材バンクの整備・充実が大切です。

【施策の方向性】

生涯学習社会の構築を促進するため、生涯学習推進会議を推進役とします。

市民の生涯にわたる学習活動の支援と啓発を図るため、地区ごとに生涯学習推進協議会を設置します。

公民館、学習センター、図書館、民間団体、学校などの生涯学習事業を実施する施設間の幅広いネットワークの構築に努めます。

学習の成果が社会において、適正に評価され、積極的に活用されるような取組を進めます。

生涯学習の指導者としての能力や技術の向上を図る研修等を充実するとともに、人材情報の収集・提供を図ります。

【主な取組】

各種事業の調整やネットワーク化を進めるため、本市の生涯学習を推進していく上での「中核」として位置づけられる中央公民館のコ・ディネ・タ・機能の充実を図ります。

高校生による「鹿屋っ子クラブ」ボランティアグループや地域サポート職員が地域にとけ込み、地域住民とともに、町内会と行政との連絡調整役を担い、地域行事などへの積極的な参加や運営の手助けを通して、共生・協働で進めるまちづくりに取り組めます。

学習の成果を発表する場の設定及び自らの学習の成果を生かしたボランティア活動など、地域社会への貢献活動を促進し、学習者の学習意欲を高めるとともに、学んだ成果が評価される社会づくりに努めます。

社会教育主事講習や社会教育有志指導者研修会（子ども会・青年団・女性団体・高齢者・PTA等）などの参加を促進し、リーダーの養成に努め、社会教育関係団体の活性化を図ります。

家庭教育、青少年教育、高齢者教育等の各専門分野を支援する指導者を確保するために、地域の人材の発掘に努め、各種人材バンクの整備を図るとともに、活動の場の開拓を支援します。

6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

社会教育関係団体や学習グループ等のリーダーを育成し、活動内容の充実と活性化を図り、地域の教育力を高めるとともに、家庭教育を充実させ、地域と一体となった青少年健全育成に取り組みます。

(1) 成人教育の充実

【現状と課題】

市民が望む講座だけでなく、ボランティア講座など社会に役立つものや、時代の変化に対応した新しいメニューなど、より一層充実した学習機会を提供していく必要があります。

各社会教育施設においてさまざまな学びの場を用意するとともに、学習情報を提供することで、市民がいつでもどこでも学習に参加する機会を増やしていく必要があります。



【施策の方向性】

学習の成果を発表する場を設定し、学習意欲を高めるとともに、学んだ成果が評価される社会づくりを目指します。

社会教育有志指導者研修会など、リーダーの養成に努め、社会教育関係団体の活性化を図ります。

【主な取組】

「鹿屋市生涯学習大会」を開催し、さまざまな生涯学習活動（公民館講座や基礎講座、同好会による活動等）の実践発表、展示発表、実演コーナー、講演会など学びと交流を通じて、多くの市民の生涯学習への意欲と関心を高めます。

中学校区ごとに開催される「地区生涯学習推進大会」では、地域の特色を生かした催しを企画し、地域の活性化につなげます。

社会教育有志指導者研修会（ジュニアリーダー・青年団体・少年団体・女性団体・高齢者団体・PTAにおける初級研修会・生涯学習指導者における中級研修会）の充実に努めます。



(2) 青少年健全育成への支援

【現状と課題】

多様なメディアによる情報の氾濫、価値観の多様化などの社会状況の変化は、青少年の行動や価値観に大きな影響を与えており、青少年の健全な育成を阻害する一面があります。

学校はもとより家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体や関係機関と連携を図りながら、青少年の体験活動、交流活動などの充実と指導者の育成が大切です。

【施策の方向性】

「生きる力」の核となる豊かな人間性をはぐくむ心の教育を進めるため、家庭、学校、地域社会が一体となった心の教育を推進します。

青少年が地域に関心を持ち、地域づくりに参画することは、地域の一員としての自覚を育てることになります。青少年のボランティア活動への参加を積極的に促進し、社会活動への貢献を働きかけます。



【主な取組】

「花火大会翌朝ごみ拾い」、「リナシティ探検隊サポーター」、「生涯学習大会」、「子ども会大会」、「かのやばら祭り」等のボランティア活動を通して、中高校生による鹿屋っ子クラブの育成に努めます。

青少年地域活動支援事業の取組として、土・日曜日等の休日における青少年の主体的な地域活動を推進し、地域ぐるみによる様々な体験活動の機会や場を確保するために、地域における諸活動に指導者を派遣し、心豊かでたくましい青少年の育成に取り組みます。

青少年育成推進大会を開催し、青少年を市民総ぐるみで育成しようとする気運を高め、本市の青少年健全育成活動をより一層充実します。

(3) 家庭教育の充実

【現状と課題】

核家族化の進展に伴い、子育てについて不安や悩みを抱える親が増えてきています。次代を担っていく子どもたちのために、自己学習に励み、親として家庭における教育力を高めて、子育てに取り組むことが大切です。

近年、女性の社会参加の増大、ひとり親の増加が顕著であり、地域連帯意識の希薄化、児童虐待や家庭内暴力などが問題となっています。



【施策の方向性】

家庭教育の向上を目指し、関係機関・団体等との連携・協力のもと、親を対象に子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方についての学習機会の充実に努めます。

家庭や地域社会などにおいて、親と子がよりかわり合えるよう、あいさつや家の手伝い、地域の清掃など日常のふれあい活動を支援します。

【主な取組】

家庭の教育力の向上に役立てるために、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の保護者や一般市民を対象に家庭教育に関する講演会を開催します。

家庭教育の重要性への理解、認識を深めるとともに、家庭の教育力の向上を図るため、保育園や幼稚園、小・中学校の保護者を対象に行う「家庭教育学級」、小学校の就学時検診時に行う「就学前子育て講座」、及び中学校の家庭教育学級時に行う「思春期子育て講座」、さらに「中・高校生子育て理解講座」など、一層の充実に努めます。

木工体験教室や親子でつくるおはなし会など、親子と一緒に体験し、学び合える自然・文化体験等の学習機会の拡充に努めます。

7 人権を尊重する平和な社会の実現

すべての市民が平和で、人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

このため、人権教育活動の実施や積極的な人権問題に関する啓発、広報等を行い、人権に対する市民意識の高揚を図ります。



(1) 人権教育と啓発の推進

【現状と課題】

市民が生き生きと生活していくためには、すべての人の平和と基本的人権が尊重され、一人一人の能力や可能性が十分に発揮できる社会づくりが求められています。

女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・犯罪被害者等への人権侵害は、今も起きており、さらにインターネットや携帯電話の普及による新たな人権侵害も生じています。

ハンセン病への正しい知識の啓発をより一層図っていく必要があります。

本市は「人権尊重のまち」(29)を宣言し、人権に対する正しい知識と理解を深め、お互いの人格を認め合い、ともに生きる社会づくりを目指しています。

【施策の方向性】

すべての市民が平和で、人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

生命の尊厳や人権尊重の理念に基づく学習を通して、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、ハンセン病などに関するあらゆる人権問題への正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進めます。

人権尊重社会の実現に向けた学習機会を充実させ、差別のない社会を目指します。

【主な取組】

市民の人権問題への関心を高めるとともに、基本的人権の尊重とその擁護について正しい認識を深めるため、人権問題講演会や人権指導者研修会の充実に努めます。

人権週間の取組の一環として、人権啓発標語とポスターを全小・中学校から募集して展示を行います。

人権啓発活動として、人権啓発ポスターを作成及び配布します。

各種社会教育関係団体や家庭教育学級、各種講座等において人権学習についての取組を充実します。

8 文化の香り高い心豊かなまちを目指した市民文化の振興

地域ではぐくまれてきた文化遺産や伝統芸能等を地域の財産として次代に引き継ぐとともに、市民の自主的な文化活動を促進します。

このため、市民の心の豊かさや郷土への誇り意識の高揚を目指して、文化財の適正な管理・保存、活用を図り、また、市民が気軽に文化芸術活動ができる場の提供及び支援を行うとともに、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供し、文化の香り高い心豊かなまちづくりを目指します。

(1) 芸術・文化活動の促進と環境づくり

【現状と課題】

心の豊かさを求める市民ニーズの高まりや余暇時間の増加などにより、多様な文化活動を展開できる基盤づくりが求められています。

市民交流センターの整備により、多くの市民レベルの発表の場が得られています。

各芸術団体の育成とネットワーク化を図ることにより、各団体の連携を密にして芸術活動を支援する必要があります。

【施策の方向性】

文化の香り高いまちづくりを推進するため、市民が自主的に文化活動をしやすい環境づくりや発表の場の提供に努めます。

県内外のすぐれた芸術家を招聘し、鑑賞活動の充実を図り、新たな芸術家育成や芸術団体等のネットワーク化の支援に努めます。

【主な取組】

文化活動の促進と環境づくりを図るため、各地域の文化団体を支援し、各地域での文化祭、市美術展などに取り組みます。

子どもの頃から様々な文化芸術に親しむため、学校等に演劇・音楽などの芸術家を派遣する出前コンサート・青少年劇場等の事業に取り組みます。

県内外の優れた芸術家を、市文化会館・市民交流センター芸術文化学習プラザに招聘し、市民が気軽に鑑賞できる機会の提供に努めます。

各種のコンクールにおいて、県外の大会に出場する個人・団体を支援します。

民間のノウハウを活かすために、市文化会館や市民交流センター芸術文化学習プラザを指定管理者による管理・運営を行います。



(2) 文化財の保存・活用・継承

【現状と課題】

各地域には、守りはぐくまれてきた、かけがえのない貴重な多くの有形・無形の文化遺産があり、これらの文化財を適切に保存・活用し継承するために、文化財に親しむ機会をつくるなど啓発活動の実施や、文化財保存団体の育成・活動支援を図る必要があります。



埋蔵文化財の周知区域において開発行為が実施される場合、開発者と連携を保ちながら埋蔵文化財の保護と開発の調和を図る必要があります。

市内には、100 の指定文化財と、指定以外にも地域に大切に保存されている数多くの文化財があります。

【施策の方向性】

各地域に伝わる特色ある文化財の保存・継承に向けた支援・広報・啓発活動に努めます。

既存施設にある文化財の適性な管理・保存・活用を図ります。

埋蔵文化財の周知区域において、開発行為者と連携を密にして、発掘調査・整理作業に取り組みます。

【主な取組】

伝統芸能保存団体と連携を深め、保存・継承に向けた支援を行います。

広報・啓発活動を進めるため、催事の情報提供に努めます。

文化財の保存・活用・継承を図るため、移動民俗資料展を実施して普及啓発を図ります。

文化財ウォッチングや文化財少年団等の体験学習を実施し、児童生徒の文化財に対する理解と、愛護精神をはぐくみます。

発掘した遺物等を公開するために、学校・公共施設等での移動考古展などに取り組みます。

市文化財の総合的な冊子等を作成し、広く市民へ文化財保護の啓発を促進します。老朽化している打馬文化財整理作業所について、今後のあり方を検討します。



9 生涯スポーツ社会の実現

スポーツは、楽しみながら自ら身体を動かすという人間の欲求に応え、本来楽しいものです。スポーツを行うことによって体力の向上や精神的なストレスの発散・解消、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進を図ることができます。

また、市民の明るく豊かな生活を実現するためには、生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたって親しむことが、これまでももまして重要になっています。

このようなことから、「鹿屋市スポーツ振興計画」(14)を策定し、市民のだれもが生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことができる、生涯スポーツ社会の実現を目指します。



(1) スポーツ活動の推進

【現状と課題】

本市では、市民の誰もがいつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむため、総合型スポーツクラブと連携して、各種スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツ活動などの事業を推進しています。

市民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを進め、生涯スポーツの振興を図るためには、各種スポーツ団体の育成、優れた指導者の養成・確保、スポーツ教室の充実及び総合型スポーツクラブの育成等が必要です。

鹿屋市においては、鹿屋体育大学生を中心とした各種競技において優秀な成績を収めており、今後の競技大会等でもさらなる飛躍が期待されています。

競技力の向上を図るためには、小・中・高校生まで一貫した指導体制の確立や、鹿屋体育大学や関係機関と連携した指導者育成のシステムの構築や各種競技大会の充実が重要な課題となっています。

市内39校の小・中学校の体育館やグラウンドなどの学校体育施設を、身近なスポーツ活動の場として市民へ開放し、年間約23万人が利用しています。

【施策の方向性】

市民のだれもがスポーツに親しむため「総合型地域スポーツクラブ」(33)と連携した取組を推進するとともに、鹿屋体育大学や大隅青少年自然の家などの関係機関、各種スポーツ団体と連携・協力を図り、スポーツ人口の底辺拡大と生涯スポーツの振興を図ります。

市民に夢と希望を与え、鹿屋市の誇りともなる全国トップレベルの大会等において活躍する選手の育成を目指して、スポーツ指導者とスポーツ団体が連携しながら競技スポーツの強化を図ります。

スポーツ大会などの情報をホームページや広報紙等を通じて提供し、市民が様々なスポーツに触れ合う機会を提供します。また、定期的の実態を調査するなど、あらゆる機会をとらえ市民が興味・関心を持てるよう情報提供の充実を図ります。



【主な取組】

市民の誰もが、いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援を進めます。

市民が気軽にスポーツに親しめるよう、学校教育に支障のない範囲において今後とも各小学校、中学校の体育館やグラウンドを開放します。

鹿屋体育大学や市体育協会と常に情報を交換しながら、スポーツに関する情報を収集し、あらゆる機会をとらえ市民へ情報を提供します。

各地域における体育指導委員の役割を十分に周知し、市民に対して地域におけるスポーツの指導及び普及、並びに推進を行います。

鹿屋体育大学と連携し指導者育成のため、指導者研修会の開催や派遣を行い、指導者のレベルアップを図ります。

スポーツ少年団指導者と教職員との指導者間の連携、公認指導者の育成及び指導者のための研修制度の確立を図ります。

九州大会以上のスポーツ大会に出場しやすい環境を醸成するため、従来から体育協会を通じて実施しているスポーツ助成事業を今後も継続します。

鹿屋体育大学と連携し、「体育の日」に鹿屋体育大学の施設や市内のスポーツ施設を開放する「体育の日」スポーツフェスタを開催します。

スポーツ少年団活動の重要課題である、学校運動部活動との連携や指導者・リーダーの拡充に努めます。

健康スポーツプラザを活用し、スポーツに係る技術や経験を直接伝えてもらうスポーツ教室及び講座を開催し、スポーツの普及に努めます。



(2) スポーツ施設の整備・充実

【現状と課題】

本市では、多様なスポーツ活動が展開されており、各地域に整備されたスポーツ施設を中心に、市民が日常生活の中で気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ体制づくりが進んでいます。

地域のスポーツイベントの統廃合、スポーツ施設の利用情報のネットワーク化、施設の老朽化への対応が課題となっています。

【施策の方向性】

スポーツ施設情報のネットワーク化と利用システムの構築を行い、市民のスポーツ活動の要求に応える施設の整備充実と有効活用を図り、施設の管理運営については、民間活力を積極的に導入し、市民サービスの向上に努めます。

合併により類似施設が分散して配置されていることや中核施設が老朽化していることから、今後の施設維持及び整備の基本的な考え方を整理し、周辺施設を含めた地域の総合的なスポーツ環境の整備を進めます。



【主な取組】

スポーツ愛好者が気軽なスポーツレクリエーション活動の場として、安全で利用しやすい身近なスポーツ施設の整備充実を図ります。

既存施設の一層の利用と効率化を図るとともに、各種スポーツ大会、スポーツ教室等を開催するなど各施設の有効利用に努めます。

スポーツ施設等に関する情報提供に努めます。

指定管理者による施設の管理運営により、市民サービスの向上を図ります。



(3) スポーツ交流の推進

【現状と課題】

本市においては、各スポーツ競技団体を中心に年間 130 以上のスポーツ大会が開催されております。また、スポーツ合宿は鹿屋体育大学の施設も活用し、延べ 3 千人以上の利用者がおります。

域外との交流を進めるうえでは、施設の整備、交通アクセス、宿泊など大隅地域での広域的な取組も課題となっています。

【施策の方向性】

各スポーツ団体、関係機関等と連携し、スポーツ大会・イベント等の開催・誘致やスポーツ合宿の誘致により、スポーツによる交流を推進します。

【主な取組】

様々な世代が参加・交流するスポーツ大会の開催、域外から参加が期待できる大会の開催・誘致を推進します。

既存のスポーツ大会への参加を促進し、地域におけるコミュニケーション機会の拡大と交流機会の創出に努めます。

スポーツ合宿の誘致を推進するために、受入体制等の情報発信とあわせて、施設の有効活用や交通体系、宿泊対策など、大隅地域で連携した取組を進めます。



<数値目標>

1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

指 標	現 状 (年 度)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
道徳教育推進教師の配置率	調査なし	%	100	→			
自然体験活動を実施している学校の割合	100 (平成20年度)	%	100	→			
食に関する指導計画を作成している学校の割合	全体計画 100 年間指導計画 100 (平成19年度)	%	100	→			
		%	100	→			
ほぼ毎日朝食を摂る児童・生徒の割合	小学校(6年)95.7 中学校(3年)93.1 (平成20年度)	%	100	→			
		%	100	→			
体力テストでの全国平均を100としたときの体力の数値	小学校(5年) 男:100 女:99 中学校(2年) 男:95 女:92 (平成20年度)	%	男 女 100 100	→			
		%	96 93	97 95	98 97	99 99	100 100
福祉・ボランティア体験活動の実施校の割合	小学校 100 中学校 100 (平成20年度)	%	100	→			
		%	100	→			

2 次代を生きぬく学力や資質をはぐくむ教育の推進

指 標	現 状 (年 度)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
「基礎・基本」定着度調査における県平均以上の教科数	小学校(5年)4/4 中学校(2年)1/5 (平成20年度)	県平均以上の教科/全教科	県平均以上	→			
A L T (3)を活用した授業の実施校の割合	100 (平成20年度)	%	100	→			
I C Tを活用して指導できる教員の割合	53.8 (平成20年度)	%	70	80	90	100	→
体験的環境教育を実施している学校の割合	小学校 100 中学校 100 (平成20年度)	%	100	→			
		%	100	→			
障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」を作成している学校の割合	小学校 100 中学校 100 (平成20年度)	%	100	→			
		%	100	→			

3 信頼される学校づくりの推進

指 標	現 状 (年 度)	単 位	H22	H23	H24	H25	H26
県総合教育センター 短期研修申込率	28.3 (平成20年度)	%	40	45	50	55	60
スク - ルガ - ドリー ダー巡回指導回数	560 (平成20年度)	回	560	→			
市立高校の進学希望 者の進学率	100 (平成20年度)	%	100	→			
市立高校の就職希望 者の就職率	95 (平成20年度)	%	100	→			

4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実を目指した教育改革の推進

指 標	現 状 (年 度)	単 位	H22	H23	H24	H25	H26
小・中学校施設耐震化 率	小学校 48.3 中学校 44.1 (平成20年度)	% %	60.0 47.1	74.1 61.5	85.9 64.6	88.1 70.8	97.0 80.0
学校再編地区懇話会 設置地区数	1 (平成20年度)	地区	7	→			
学校給食施設数	31 (平成20年度)	ヶ所	8	8	8	2	2

5 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

指 標	現 状 (年 度)	単 位	H22	H23	H24	H25	H26
生涯学習出前講座受 講者数	6,858 (平成20年度)	人/ 年	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300
市民講座受講者数 (公民館各種講座)	1,803 (平成20年度)	人/ 年	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300

6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

指 標	現 状 (年 度)	単 位	H22	H23	H24	H25	H26
子ども会加入率	小学校 82	%	87	88	89	90	90
	中学校 35 (平成20年度)	%	45	46	47	48	50
家庭教育学級開設数 参加者数	57 2,138 (平成20年度)	学級 人/ 年	59 2,400	61 2,440	63 2,480	65 2,520	67 2,560

7 人権を尊重する平和な社会の実現

指 標	現 状 (年 度)	単 位	H22	H23	H24	H25	H26
人権ポスター・標語コンク - ル出品数	4,877 (平成20年度)	点	5,000	—————→			

8 文化の香り高い心豊かなまちを目指した市民文化の振興

指 標	現 状 (年 度)	単 位	H22	H23	H24	H25	H26
文化会館入場者数	46,560 (平成20年度)	人/ 年	47,000	48,000	49,000	50,000	—————→
芸術プラザホール入場者数	29,842 (平成20年度)	人/ 年	30,000	—————→			
市文化財紹介事業参加者数	2,412 (平成20年度)	人/ 年	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000

9 生涯スポーツ社会の実現

指 標	現 状 (年 度)	単 位	H22	H23	H24	H25	H26
成人の週1回以上のスポ - ツ実施率	31.9 (平成18年度)	%	36.0	37.5	39.0	40.5	42.0
総合型地域スポ - ツクラブ会員数	3,739 (平成20年度)	人	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600

第5章 計画の実現に向けて

- 1 地域社会との連携・協力
- 2 全庁的な連携体制の構築
- 3 計画の進行状況の確認
- 4 新たな課題への対応

1 地域社会との連携・協力

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は、大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協力して取り組むことが重要です。

これら学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協力が図られるよう、取組を推進します。

2 全庁的な推進体制の構築

本計画の推進にあたっては、教育委員会のみならず、市長部局等とのより緊密な連携が必要なことから、全庁的な推進体制を構築し、取組を進めます。

3 計画の進行状況の確認

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、本計画の進捗状況について、毎年度、学識経験者等の意見も踏まえ、点検及び評価を行い、その点検及び評価の結果については、広く市民に公表します。

4 新たな課題への対応

本計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行うなど迅速に対応します。

参 考 資 料

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領

鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要領

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会・策定委員会委員名簿

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会審議の経過

用語の解説

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する計画(鹿屋市教育振興基本計画)を策定するため、鹿屋市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鹿屋市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)から諮問された事項を審議し、その結果を教育長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育について識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員会における審議結果を教育長に答申するまでの間とする。
- 4 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。
- 5 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他委員長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 鹿屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を総合的に推進するため、鹿屋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画の策定を円滑に進めるため、次の事項について調査、研究を行うとともに、基本計画検討委員会に提出する原案の作成を行う。

- (1) 基本計画（案）
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の職員をもって組織する。

- (1) 委員長は、教育次長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、教育総務課長をもって充てる。
- (3) 委員は、教育委員会本庁各課長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、委員の任期は、基本計画の策定が完了するまでの間とする。

(職務)

第5条 委員長は、会務を総括し、会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第6条 第2条に掲げる事項を調査し、委員会の補助を行わせるため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会に部会長、副部会長を置く。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

氏名	所属・役職	備考
阿久根 修 二	大隅教育事務所長	県教育行政関係
上 村 正 則	鹿屋市校長協会会長	義務教育関係 (西原台小学校長)
森 克 己	鹿屋体育大学准教授	学識経験者 (教育法・教育行政)
宮 下 恵 子	鹿屋市PTA連絡協議会 副会長	学校・家庭教育関係
大 山 一 己	鹿屋市社会教育委員議長	社会教育関係
是 枝 十 二	鹿屋市体育協会会長	スポーツ関係
永 田 稔	吾平地区生涯学習 推進協議会会長	生涯学習関係
坂 元 葉 子	NPO法人JPCサポ- トネットこころ代表	市民代表

鹿屋市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

氏名	役 職	備考
田 中 和 春	教育次長	委員長
迫 田 芳 文	教育総務課長	副委員長
木佐貫 祥 一	学校教育課長	
岩 元 篤 典	市民スポーツ課長	
中 萩 知 治	社会教育課長	
末 吉 広 美	文化課長	

鹿屋市教育振興基本計画検討委員会審議の経過

	開催日時	検討内容
第1回	平成21年6月18日(木)	1 委員長等の選任 2 諮問 3 協議 (1)策定方針について (2)第1章 計画策定の趣旨(素案)について (3)第2章 本市教育を取り巻く環境(素案)について
第2回	平成21年8月12日(水)	1 協議 (1)第1章 計画策定の趣旨(案)について (2)第2章 本市教育を取り巻く環境(案)について (3)第3章 10年後を見据えた教育の姿(素案)について (4)第4章 今後5年間に取り組むべき施策(素案)について (5)第5章 計画実現に向けて(素案)について
第3回	平成21年8月17日(月)	書面協議を実施 ・鹿屋市教育振興基本計画答申案の配布 ・答申案に対する意見集約(～8月25日)
第4回	平成21年8月28日(金)	1 協議 (1) 第3回検討委員会(書面協議)での指摘事項について (2) 「鹿屋市教育振興基本計画」(答申案)について
第5回	平成21年8月28日(金)	答 申

用語の解説

行	用語	説明	掲載ページ等
あ	ICT(1)	(Information and Communication Technology) の略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。	9
	一校一運動(2)	仲間や自然と関わる体力づくりを通して、「たくましい体と強い心」を育成するため、1日15分、週3回程度の運動を実践すること。	35
	ALT(3)	Assistant Language Teacher の略。教師と協力してチーム・ティーチング(共同授業) 等を行う外国人のこと。	66
	NPO(4)	(Non Profit Organization) 民間非営利組織 行政・企業から独立して活動する営利を追求しない組織・団体。	12
	オゾン層(5)	地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層のことで、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収している。	10
か	かごしま児童生徒健全育成サポート制度(6)	児童生徒の健全な育成を図ることを目的に、学校・警察・教育委員会が相互に情報交換を行い、児童生徒の安全の確保と非行防止に努め、学校と警察が問題を抱える個々の児童生徒への継続的な指導や支援を行う。問題発生時だけでなく、問題の未然防止のための日常的な連携を進めていく。	29
	学校関係者評価(7)	地域住民、保護者(P T A 役員等)、学校評議員などの学校の関係者が、学校の教育活動等の自己評価結果について行う評価。	45
	学校施設耐震化促進計画(8)	大地震等による倒壊を防ぎ、児童生徒等の安全・安心な教育環境の確保並びに地域住民の安全性の確保を図るため、平成20年3月に策定され、平成20年8月に改定。	51
	鹿屋市学校規模適正化基本方針(9)	社会情勢の変化や児童生徒数の減少などを背景とした諸課題に適切に対応し、地域の特性やニーズを踏まえ、長期的、全市的な観点から学校規模の適正化を図り、併せて、本市教育の充実・振興が図られるよう教育環境の整備や学校の活性化などを推進するため、平成20年8月に策定されたもの。	50

鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画(10)	新たな共同調理場の整備を中心とした学校給食制度改革を確実に、かつ速やかに推進し、実効性を高めるため、平成20年5月に策定されたもの。	52
鹿屋市子ども読書活動推進計画(11)	21世紀を担う子どもたちの読書活動の充実を目指し、本市の具体的施策を推進するため、平成17年8月に策定されたもの。	32
鹿屋市生涯学習基本構想(12)	合併や社会状況の進展など生涯学習を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、旧基本構想を見直し、地域に密着した持続可能な生涯学習を推進していくため、策定するもの。平成21年12月策定予定。	53
かのや“食”と“農”交流推進計画(13)	産業、健康、教育など各分野で行われている食育等の事業を体系的に取りまとめ、効率的な食育活動を推進し、食育等の基本方針や実施施策の確立するため策定するもの。平成22年策定予定。	33
鹿屋市スポーツ振興計画(14)	スポーツの振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ振興に係る中長期的なビジョンを策定するもの。平成21年12月策定予定。	62
鹿屋市立図書館提携校(15)	鹿屋市立図書館と提携し、子どもの「心の琴線に触れる読書活動」に係る実践研究をとおして、豊かな心の涵養と想像(創造)力や表現力等「生きる力」を培うことをめざす。	32
かのや宅習1・2・3運動(16)	児童生徒の学習習慣を確立するため、家庭において、小学生1時間以上、中学生2時間以上、家庭読書30分以上、の学習時間を確保するための取組。	36
鹿屋っ子クラブ(17)	様々な研修活動や体験活動、ボランティアを行う中高校生のグループ。	54
キャリア教育(18)	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する地域や技術を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	42
合計特殊出生率(19)	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。	8

	心の架け橋プロジェクト事業(20)	いじめや不登校等の問題行動の対応に当たって、学校の教育相談体制の充実と不登校等や何らかの理由で学校に行けない児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関等と連携して学校復帰に向けた支援や指導の充実を図るもの。	29
	コミュニティ(21)	人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団。	12
さ	酸性雨(22)	化石燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や窒素酸化物を取り込むことによって、より強い酸性に変化した雨のこと。	10
	砂漠化(23)	砂漠周辺などで、過放牧、森林伐採、草原の農地化などにより、乾燥地域が砂漠になること。	10
	小・中連携英語教育改善調査研究事業(24)	小学校の英語教育の充実と中学校英語教育への円滑な接続の研究を目的とし、平成21年度より、文部科学省の研究指定を受け、実践・研究を進める事業。	38
	食農教育(25)	「食」と、それを生み出す「農」について、体験し、学ぶこと。	23
	食育(26)	様々な経験を通じて「食」に関する知識とその内容を理解し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。特に、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎になるとの認識がある。	23
	情報格差(27)	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。	9
	事務の共同実施(28)	公立小中学校における学校事務を共同で行うこと。より一層の事務の適正化や効率化を進め、学校運営への積極的な支援や教員の子どもと向き合う時間の確保を図るための取組等を通して学校教育の充実に資することを目的とする。	45
	人権尊重のまち(29)	市民が、心をつなげて、あらゆる差別をなくし、市民みんなの人権が保障される明るく住みよい鹿屋市を実現するため、平成14年3月に宣言し、合併後の新市においても引き続けている。	59

	新体力テスト(30)	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と基礎資料を得るために実施されている調査。 小学生、中学生、高校生、高等専門学校生、短期大学生、大学生、成年、高齢者のカテゴリーに分け、各年齢別の実施要項により、実施種目が設定されている。平成11年度に内容が改訂され、従前のテストと対比するため「新体力テスト」と呼んでいる。	35
	スクールカウンセラー(31)	臨床心理士等の資格認定を受け、子どもの臨床心理に関して高度に専門的な知識と経験を有する者。	16
	スクールガードリーダー(32)	学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。	48
	総合型地域スポーツクラブ(33)	学校体育施設や公共体育施設等を拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。	62
	総合的な学習の時間(34)	児童生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う時間。自ら学び自ら考える力などの育成を目指し、教科などの枠を超えた横断的・総合的な学習を行う。	30
た	通級指導教室(35)	通常の学級に在籍しながら特定の時間、特別の指導を受けられるよう設置された教室。	19
	適応指導教室(マイフレンドルーム)(36)	不登校児童生徒の増加に伴い、その問題解決に向け、カウンセリング、学習指導、集団生活への適応指導等を組織的・計画的に行うため設置された教室。	29
	地球温暖化(37)	人間の活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。	10
	道州制(38)	現行の都道府県に代えて、数府県にわたる地域を一つの自治体として「道」または「州」を設置する制度。	12
	特別支援教育(39)	障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。	19
ま	マイフレンド相談員(40)	本市教育委員会に委嘱する相談員で、不登校の状態にある児童生徒の家庭を訪問し、児童生徒の相談相手として、また、教育相談、補充学習等の業務を通して、生活が改善されるように支援する者。	16

